

麻薬等取扱いの手引

(向精神薬・覚せい剤原料の取扱い含む)

(病院・診療所用)

福島県保健福祉部

健康衛生領域薬務グループ

平成19年 3月作成

目 次

第一章 麻薬の取扱いについて

第1	目 的	…	1
第2	免 許		
1	麻薬施用者	…	2
2	麻薬管理者	…	2
3	免許の有効期間	…	2
4	免許証の返納	…	2
5	免許証の記載事項変更	…	3
6	免許証の再交付	…	3
7	業務廃止	…	3
第3	麻薬診療施設の開設者の義務		
1	譲 受	…	4
2	譲 渡	…	5
3	患者又は患者の遺族より譲り受けた麻薬の取扱いについて	…	5
4	麻薬診療施設でなくなった場合の措置	…	5
第4	麻薬施用者の業務		
1	診療録の記載	…	7
2	施用又は施用のための交付上の注意	…	8
3	麻薬処方せんの交付	…	8
第5	麻薬管理者の業務		
1	管理及び保管	…	9
2	帳簿の記載	…	9
3	帳簿記載上の注意	…	10
4	帳簿の引き渡し	…	11
	帳簿の記載例	…	12
第6	申請・届出		
1	麻薬の廃棄	…	17
2	麻薬事故届	…	17
3	麻薬受払等届	…	18
4	麻薬中毒者診断届	…	19
5	麻薬中毒者転帰届	…	19
	麻薬の廃棄手続きについて	…	20
第7	病院内における麻薬注射液の取扱い		
1	原則的な取扱い	…	26
2	定数保管麻薬の取扱い	…	27
第8	携帯輸出入	…	27
第9	立入検査	…	27
第10	その他	…	28
	○ 提出先保健福祉事務所（保健所一覧）	…	28
資 料			
	○院内麻薬処方せん、麻薬施用票	…	29
	○麻薬関係各種申請・届出様式	…	33～

第二章 向精神薬の取扱いについて

第1	分類	…69
第2	譲り受け	…69
第3	譲り渡し	…69
第4	保管	…69
第5	廃棄	…70
第6	事故	…70
第7	記録	…71
第8	立入検査	…71
第9	その他の注意事項	…71
資 料		
	○向精神薬一覧(第1種、第2種)	…72
	○向精神薬事故届	…73

第三章 覚せい剤原料の取扱いについて

第1	医薬品である覚せい剤原料	…75
第2	譲受・譲渡	…75
第3	所持	…78
第4	使用	…79
第5	保管	…79
第6	管理	…80
第7	記録	…81
第8	廃棄届	…81
第9	事故届	…82
第10	業務廃止等	…83
第11	立入検査	…84
第12	その他	…84
資 料		
	○覚せい剤原料の流通経路	…85
	○覚せい剤原料関係各種届出様式	…86~
○	麻薬・向精神薬・覚せい剤原料取扱いに関するQ&A	…103
参 考		
	○医療用麻薬廃棄方法一覧	…116
	○麻薬取扱者免許証番号について	…119

麻薬事務手続き一覧表

平成19年4月現在

申請・届出の種類	添付書類	提出部数	参考事項
麻薬取扱者 免許申請書	診断書 ※資格免許証の写し	2	手数料4,500円(申請書正本に貼付) ※ 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師免許証の原本を 持参してください。ただし、継続の場合は不要。 (P33~36)
麻薬取扱者 業務廃止届	麻薬免許証	2	15日以内に提出 (P37~38)
麻薬取扱者免許証 返納届	麻薬免許証	2	15日以内に提出 (P41~42)
麻薬取扱者免許証 記載事項変更届	麻薬免許証	2	15日以内に提出 (P43~44)
麻薬取扱者免許証 再交付申請	き損:免許証 紛失:てん末書	2	手数料3,100円(申請書正本に貼付) 15日以内に申請 (P45~46)
麻薬廃棄届		2	使用不能等の理由で麻薬を廃棄しようとする場合、事前に提出。 (提出時に廃棄日等の打合せ) 保健所職員の立会の下で廃棄し、完了報告書を提出 (P47~50)
麻薬廃棄完了報告書		2	
麻薬現在量届		2	麻薬診療施設でなくなった場合に 15日以内に提出 (P39~40)
麻薬譲渡届	※麻薬診療施設でなくなった日から50日以内であれば、許可を受けず譲渡可能	2	麻薬診療施設でなくなり、県内の他の麻薬営業所等に所有麻薬を譲渡した場合、15日以内に提出 (P53~54)
麻薬事故届		2	麻薬管理者(施用者)が、事故発生後速やかに届出 (P55~56)
調剤済麻薬廃棄届		2	廃棄後30日以内に提出 (P51~52)
麻薬中毒者診断届		2	診断時速やかに提出 (P57~58)
麻薬中毒者転帰届		2	転帰時速やかに提出 (P59~60)
麻薬受払等届		2	麻薬管理者(施用者)が毎年9月30日現在で作成し提出。3部作成し1部を控えとして保管すること。 (P61~62)
麻薬受払等訂正願		2	速やかに提出 (P63~64)
麻薬譲受証		1	麻薬を購入する際、事前又は譲渡証と同時に麻薬卸業者に提出する。 (P65~66)
麻薬帳簿の様式			(P67~68)

申請・届出の種類	添付書類	提出部数	参考事項
向精神薬事故届		2	事故発生後、速やかに届出 (P73~74)
覚せい剤原料 譲受証 (譲渡証)		1	覚せい剤原料を譲受ける際、事前又は譲渡証と同時に覚せい剤原料取扱者等に提出する。 (P86~89)
覚せい剤原料廃棄届		2	使用不能等の理由で覚せい剤原料を廃棄しようとする場合、事前に提出。 (提出時に廃棄日等の打合せ) 保健所職員の立会の下で廃棄し、完了報告書を提出 (P90~93)
覚せい剤原料廃棄 完了報告書		2	
覚せい剤原料事故届		2	事故発生後 速やかに届出 (P94~95)
業務廃止等に伴う 覚せい剤原料所有 数量報告書		2	診療施設を廃止した場合、15日以内に提出 (P96~97)
業務廃止等に伴う 覚せい剤原料譲渡 報告書	※診療施設を廃止した日から30日以内であれば、法に規定する者に譲渡可能	2	診療施設を廃止し、法に基づき所有する覚せい剤原料を譲渡した場合、速やかに提出 (P98~99)
業務廃止等に伴う 覚せい剤原料処分 願出書		2	診療施設を廃止し、30日以内に所有する覚せい剤原料を法に規定する者に譲渡できなかった場合、速やかに提出 (P100~101)
覚せい剤原料の帳 簿様式			(P102)

第一章 麻薬の取扱いについて

麻薬及び向精神薬取締法

第1 目 的(法第1条)

この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

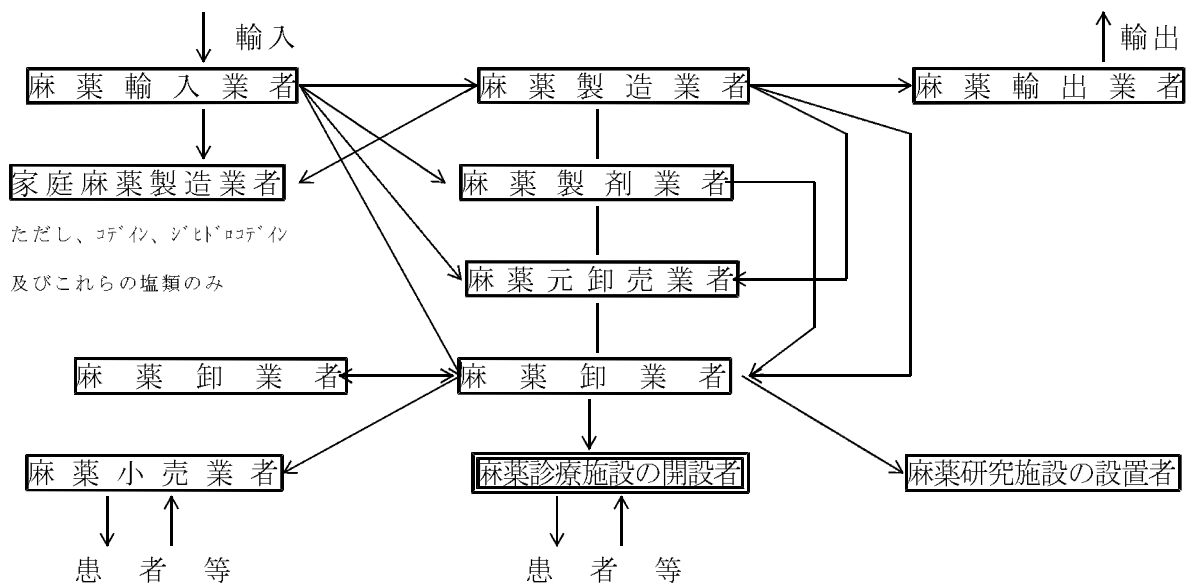
(解 説)

麻薬は、医薬品として高い価値を有し、特に鎮痛剤として優れていますが、一方これを長期にわたって反覆使用するときは、慢性中毒に陥り、遂には廃人になってしまう恐れのあるべきものです。

この法律は、このような麻薬による危害、とりわけ麻薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉を増進する目的を明らかにしています。

この法律の目的を達成するための手段は、麻薬の生産、流通、使用等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずることです。このうち、麻薬の生産、流通、使用等の取締りに関する規定は、麻薬の使用を医療及び学術研究の用途に限定し、それ以外の使用は一切禁止するという立場から定められています。

麻 薬 の 流 通 経 路



第2 免許（法第3条）

麻薬を取扱うには、麻薬取扱者の免許を取得することが必要です。

1 麻薬施用者

病院、診療所、歯科診療所、家畜診療施設（以下「診療施設」という。）で麻薬を施用し、施用のために交付し、麻薬処方せんを交付（以下「麻薬の施用等」という。）しようとする医師、歯科医師又は獣医師（以下「医師等」という。）は、診療に従事している診療施設を業務所とする麻薬施用者の免許を受けなければなりません。（P33-36）

この免許は個人に与えられるものですから、複数の麻薬施用者が勤務する診療施設であっても、免許を受けていない医師等は、麻薬の施用等はできません。

なお、麻薬施用者が県内で2カ所以上の診療施設で麻薬の施用等を行う場合は、主として診療に従事する診療施設（主たる診療施設）を「麻薬業務所」として申請するとともに、他方の診療施設を「従たる診療施設」として申請する必要があります。この場合は、同一免許証に、主たる診療施設及び従たる診療施設の所在地、名称が記載されます。

ただし、都道府県を異にする2カ所以上の診療施設で麻薬施用者になるためにはそれぞれの都道府県で免許を受けることが必要です。

2 麻薬管理者

麻薬施用者が2名以上いる診療施設では、常勤の医師等又は薬剤師の中から、その診療施設の麻薬を管理する者を定めて、免許を受けた麻薬管理者を置かなければなりません。この場合、麻薬管理者には医薬品である麻薬の実質管理を考えた場合、薬局の薬剤師を充てることが望まれます。

また、麻薬施用者が1名だけの診療施設では、麻薬管理者を置く必要はありませんが、麻薬施用者が自ら麻薬の管理を行わなければなりません。

3 免許の有効期間（法第5条）

麻薬施用者、麻薬管理者の免許の有効期間は、免許を受けた日から翌年の12月31日までとなっています。従って、隔年ごとに新しく免許を受けないと、有効期間の満了後は麻薬の取扱いができなくなり、無免許施用、不法所持等の違反となることもありますので十分注意してください。

なお、免許証を他人に譲渡したり、貸与したりすることは禁止されています。

4 免許証の返納（法第8条）

免許の有効期間が満了した場合、また、免許を取り消された場合は、「免許証返納届」（P41.42）に失効した免許証を添えて、15日以内に県知事に届け出なければなりません。

5 免許証記載事項変更(法第9条)

麻薬施用者(管理者)は、免許証の記載事項に変更が生じた時は、「免許証記載事項変更届」(P43.44)に免許証を添えて、15日以内に県知事に届け出なければなりません。

- (1) 県内において麻薬業務所を変更したとき。(麻薬施用者のみ)
- (2) 同一麻薬業務所の場合でも麻薬業務所の名称、麻薬施用(管理)者の氏名、住所等に変更があったとき。
- (3) 主たる麻薬業務所以外に、従たる麻薬業務所において麻薬の取扱業務に従事するようになったとき(麻薬施用者のみ)。
- (4) 主たる麻薬業務所はそのまま継続し、従たる麻薬業務所の業務を廃止・変更したとき。又は主たる麻薬業務所と従たる麻薬業務所が逆になったとき。

ただし、麻薬管理者が勤務する診療施設を変更(移転した場合を含む。)したときは、新規に免許申請が必要となります。

また、施用者が県外の麻薬業務所に勤務し、そこで麻薬取扱いに従事(施用等)する場合は、当該県の麻薬施用者免許が必要となります。

6 免許証の再交付(法第10条)

免許証を紛失したり、き損した場合は、15日以内に県知事に免許証再交付申請(P45.46)をしなければなりません。き損した場合は、その免許証を添付してください。

また、紛失した場合はその事情を明記したてん末書を提出しなければなりません。

なお、免許証の再交付を受けた後に、紛失した免許証を発見した場合は、15日以内に県知事にその免許証を返納しなければなりません。

(麻薬免許証返納届 P41.42)

7 業務廃止(法第7条)

麻薬施用者、麻薬管理者が、麻薬に関する業務を廃止したり、その前提となる資格を失った場合は、「業務廃止届」(P37.38)に免許証を添付して15日以内に県知事に届け出なければなりません。

なお、麻薬施用者、麻薬管理者が死亡した場合の「業務廃止届」は、相続人等届出義務者が届け出なければなりません。

また、業務を廃止して麻薬診療施設でなくなったときは、残余麻薬の有無に関わらず、「業務廃止届」と同時に「麻薬現在量届」(P39.40)を県知事に提出しなければなりません。届け出た麻薬を所持できる期間は、届出事由を生じた日から50日以内です。

第3 麻薬診療施設の開設者の業務

1 譲受(法第26条 32条)

麻薬診療施設とは、麻薬施用者が診療に従事している診療施設をいい、その開設者でなければ麻薬を譲り受けることはできません。

また、麻薬の譲り受けは、次の場合を除いて、本県内の麻薬卸売業者からに限られています。(P1)

(1) 麻薬卸売業者以外から麻薬を譲り受けできる場合

① 麻薬診療施設又は麻薬小売業者から麻薬を譲り受けた患者が、その麻薬を施用する必要がなくなった場合に、その患者から譲り受ける場合（他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）

② 麻薬診療施設又は麻薬小売業者から麻薬を譲り受けた患者が死亡した場合に、その遺族等から麻薬を譲り受ける場合（他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）

③ 地方厚生局長の許可を受けて麻薬を譲り受ける場合

④ 免許が失効した麻薬営業者又は麻薬診療施設若しくは麻薬研究者から、その失効した日から50日以内に麻薬を譲り受ける場合

(2) 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける時の注意事項

① 麻薬診療施設の開設者からは譲受証を、麻薬卸売業者からは譲渡証を相互に取り交わすこと。（譲受証の提出が、麻薬の引き渡しを受ける前提要件です。）(P65.66)

※発注する際は、電話ではなく、「譲受証」の写しをFAXすることにより行って下さい。

② 麻薬譲受証には、譲受人の氏名（法人にあつては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設にあつては麻薬施用者)の免許番号及び氏名、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあつては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚せい剤原料用の印を除く。）を押印）してください。

麻薬専用印の例

医療法人△△
病院理事長麻
薬専用之印

麻薬と覚せい剤原料を兼用する印の例

医療法人〇〇
病院理事長麻
薬・覚せい剤原
料専用之印

なお、譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、氏名欄に麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（又は公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

③ 麻薬卸売業者から交付を受けた譲渡証は2年間保存すること。

④ 譲渡証の品名、数量、製品番号と現物が相違しないか。また、証紙による封かんがなされているか確認すること。

⑤ 数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありませんが、麻薬を譲り受けた後（使用段階で）

に破損を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない診療施設については、麻薬施用者とする。以下「麻薬管理者（施用者）」という。）が「麻薬事故届」(P55.56)を提出すること。

2 譲渡(法第24条)

麻薬診療施設の開設者が、麻薬施用者をして患者に麻薬を施用し、施用のため交付する場合を除き麻薬を譲り渡す場合は、その都度、都道府県（保健所）を經由して地方厚生局長の許可を受けなければなりません。

このように、麻薬については譲渡、譲受の制限があるため、麻薬診療施設間の貸し借りは絶対にしてはいけません。（同一開設者が開設する麻薬診療施設間においても同様です。）

麻薬施用者は自ら指示をして、診療施設の薬剤師又は患者の看護に当たる看護師に麻薬及び麻薬処方せんを患者宅に届けさせることができます。麻薬施用者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた看護又は介護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬及び麻薬処方せんを手渡すことができます。その際、不正流出等防止のため、看護師、ホームヘルパー、ボランティア等が患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認し、診療録等にその記録を残してください。（いつ、誰が、誰に、どのような手段で確認したかを誰にでもわかるように記録を残すこと。）

また、診察時等には患者が指示どおり麻薬を施用していることを患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

3 患者又は患者の遺族より譲り受けた麻薬の取扱いについて

患者又は患者の遺族より施用中止あるいは死亡等の理由により譲り受けた麻薬については原則として廃棄してください。（この場合の廃棄については、P17 第6、1(2)の調剤後の麻薬の廃棄の手続きに従ってください。）

ただし、入院患者から返却された麻薬で、病院内で適正に管理されており汚染等の恐れのないものについては、再利用することもできます。（帳簿の記載についてはP14 例5）を参照してください。なお、この場合は保険請求との整合性にも注意が必要です。

4 麻薬診療施設でなくなった場合の措置(法36条)

麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合（例えば、麻薬診療施設を廃止又は移転したり、麻薬施用者が1名もいなくなった場合等）は、「麻薬現在量届」（P39.40）により現に所有する麻薬の品名、数量を15日以内に県知事に届け出なければなりません。（残余麻薬がなくても提出してください。）

なお、麻薬診療施設の開設者が死亡した場合にも、相続人等届出義務者が同様の届け出をしなければなりません。

この時の麻薬については、麻薬診療施設でなくなってから50日以内に限り、地方厚生局長の許可を受けることなしに、県内の麻薬営業者（麻薬卸売業者等）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

ただし、この場合、「麻薬譲渡届」（P53.54）により、譲り渡した日から15日以内に知事に届け出なければなりません。

次の場合も「譲渡届」が必要です。

- ① 医院の開設者である父親A医師が死亡し、同医院で息子であるB医師が開設者となり医院を

継続する場合（A→B） [B医師の麻薬免許証取得が必要なことに注意]

- ② 開設者がA医師（個人開業）の〇〇医院が医療法人〇〇会〇〇医院に法人化した場合
（A→医療法人〇〇会）

譲渡行為が他都道府県にまたがる時は、地方厚生局長の譲渡許可を受けて処理しなければなりません。

なお、麻薬が古い場合又は譲渡できない場合は、50日以内に「麻薬廃棄届」（P47～50）により、業務所の所在地を管轄する保健所に届出なければなりません。（提出する際、廃棄日を打ち合わせる事。）廃棄は保健所職員の指示に従ってください。なお、「麻薬帳簿」（P15 帳簿の記載例例7 参照）への記載も必要となります。

第4 麻薬施用者の業務

1 診療録の記載(第41条)

麻薬施用者が麻薬を施用し、施用のため交付した時は、医師法、又は歯科医師法の規定による診療録に、患者の住所、氏名、病名及び主要症状、麻薬の品名及び数量並びに施用又は交付年月日を記載しなければなりません。

なお、記載するに当たり、次の事項に注意してください。

- (1) 注射液については、実際に施用した数量を記載すること（例えば、1 Aではなく、0.5mlとか 0.7ml等と記載すること）。
- (2) 保険点数のみの記載では、麻薬の品名、数量を記載したことにならないこと。
- (3) 麻薬を継続して施用し、若しくは、施用のため交付する際には、2回目以降についても、品名、数量を明確に記載し、略記号等では記載しないこと（例えば、約束処方番号、do、前同等）
- (4) 麻薬の品名は、局方名、一般名、商品名又は簡略名（リンコデ、塩モヒ程度）のいずれかでもよい。ただし、麻薬の品名、数量の記載のない約束処方等では記載しないこと。（例えば、処方内容が明記されていない「ブロンプトカケル」など）
- (5) 医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、麻薬を朱書き又は押印することが望まれます。
- (6) 診療録は医師法等により、5年間の保存義務が定められていること。

2 施用又は施用のための交付上の注意(第27条、30条、33条)

- (1) 疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、施用のため交付してはいけません。
ただし、次の場合は、例外的に認められています。
 - ・人工妊娠中絶を行う場合
 - ・産児制限の目的で、避妊用リングを挿入する場合
 - ・美容上の目的で、隆鼻、二重まぶたの整形等の手術を行う場合
 - ・十二指腸ゾンデ等を挿入する際、咽喉にコカイン液を塗布する場合
 - ・治療検査等に際して、患畜の不動化や疼痛緩和の目的でケタミンを施用する場合
- (2) 麻薬中毒症状緩和のため、又はその治療の目的で、麻薬を施用し、施用のため交付してはいけません。
- (3) 政府発行の証紙で封が施されているままで、麻薬を施用のため交付してはいけません。
- (4) 当該麻薬診療施設で管理されている以外の麻薬を施用し、施用のため交付してはいけません。
- (5) 麻薬注射液を、施用のためアンプルのまま患者に交付してはいけません。
- (6) アンプル注射液の施用残液を、他の患者に施用することは、実際の管理等から好ましくないもので、避けてください。

バイアル製剤についても、分割して患者に施用することで、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。

なお、分割使用にあたっては、バイアル毎の使用歴がトレースできる管理（どのバイアルからどの患者にどれだけ使用したかを記録上追えること）とすること。

施用残液は、麻薬管理者（施用者）へ速やかに返却し、麻薬管理者（施用者）が確認の後、廃棄することができます。（ P17 第6 1(3)を参照 ）。

分割使用する場合は、保険請求との整合性に注意してください。

(7) 施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たって、直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。アンプルやバイアルのままの交付はできません。（ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。）

(8) 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。患者に服薬管理させる場合は、1処方単位を標準とし、チェック票等により患者自らが記録を残したものを看護師が確認する体制を整え、施用記録等に記載することができる場合に認められるものであること。

ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は、交付した麻薬を病棟看護師詰所等で保管、管理するよう指示してください。入院患者に交付された麻薬は、患者が麻薬を保管する際には看護師詰所等で保管する場合のような麻薬保管庫等の設備は必要ありません。しかし、麻薬管理者は、紛失等の防止を図るため、患者に対して、保管方法を助言（できるだけ患者の手元のカギのかかる引き出しに保管する等、他人の目につく場所を避けるなど）するなど注意喚起に努めるようにしてください。

なお、入院患者が交付された麻薬を不注意で紛失等した場合でも、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因の究明に努めてください。その際、盗難や詐取等された可能性が高い時は、保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡すること。

3 麻薬処方せんの交付（法第27条）

疾病の治療以外の目的で、麻薬処方せんを交付することはできません。なお、麻薬処方せんを交付する場合は、その処方せんに次の事項を記載し、記名押印又は署名をしなければなりません。

- (1) 患者の氏名
- (2) 患者の住所
- (3) 麻薬の品名、分量、用法用量
- (4) 処方せんの使用期間
- (5) 発行年月日
- (6) 麻薬施用者免許番号
- (7) 麻薬業務所の名称、所在地

ただし、院内麻薬処方せんについては、上記(2)、(4)、(7)の事項を省略することができます。

第5 麻薬管理者の業務

(麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者の行う業務)

1 管理及び保管(法第33条、34条)

保管、管理をするにあたり次の事項に注意してください。

- (1) 当該麻薬診療施設において、施用し、施用のため交付する麻薬の管理(譲渡、保管、払出等)を行わなければなりません。従って、院内にある麻薬は、麻薬施用者に渡したのもでも患者に適正に施用されるまでは、麻薬管理者が管理すること。

なお、P8 2(8)において、「患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要な最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。」としているため、注意すること。

- (2) 当該麻薬診療施設で管理する麻薬を、麻薬以外の医薬品(覚せい剤を除く。)と区別して、診療施設内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用で金属製の施錠設備(ダイヤル+キーの二重施錠)のあるもの等をいい、重量金庫以外の保管庫は盗難防止のため固定するなどして容易に移動し難い状態にすること。(スチール製のロッカー、事務機の引き出し等では不可)。

- (3) 保管庫の設置場所は、医薬品の管理をしている薬局調剤室が適当ですが、定数保管制(P27)をとる場合には、病棟等に保管することができます。この場合、麻薬管理者から麻薬の仮渡しを受けた責任者の常駐する場所が望ましい。

なお、定数保管する麻薬保管庫についても「鍵をかけた堅固な設備」とし、麻薬以外の医薬品と区別して保管すること。

- (4) 麻薬施用者が往診用として麻薬を所持する場合は、その都度必要最小量を渡すこととし、施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞆等に麻薬を保管させないこと。
- (5) 麻薬注射液の自家製剤(例えば、塩酸モルヒネ末から塩酸モルヒネ注射液を作ること。)の調製は行わないこと。
- (6) 麻薬施用者から麻薬注射液の施用残液を受け取った場合は、麻薬管理者が、麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いの下に放流、焼却等の方法で廃棄し、麻薬帳簿の備考欄に廃棄量を記録すること。(P12 帳簿の記載例 例1参照)
- (7) 当該麻薬診療施設における麻薬施用者の免許の取得状況を把握すること。

特に非常勤医師の場合、当該麻薬診療施設が従たる施設となっていなければ麻薬は取り扱いえないので注意すること。

また、院外処方せんの発行においても麻薬施用者免許は必要であるため注意すること。

2 帳簿の記載(法第39条)

麻薬管理者(施用者)は、麻薬診療施設に帳簿を備え、麻薬の受け払いに当たり次の事項を記載しなければなりません。(P67)

- (1) 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
- (2) 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬(施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)の品名、数量及びその年月日
- (3) 当該麻薬診療施設で施用した麻薬(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれら

の塩類を除く。)の品名、数量及びその年月日

- (4) 事故麻薬として届け出た麻薬の品名、数量及びその年月日

なお、必ず麻薬年度終了日(9月30日)に麻薬在庫を確認し、一旦帳簿を閉めてください。

3 帳簿記載上の注意

- (1) 品名、剤型、濃度別に記載すること。従って、原末から倍散、倍液等を予製した場合は、それぞれの口座を設け記載すること。(P12.13 例2、3参照)
- (2) 鉛筆等消えやすい筆記用具を使用しないこと。訂正する場合は、修正液は使用せず、訂正の履歴がわかるように記載すること。
- (3) コンピューターを用いて処理し、帳簿とする場合は、定期的に出だし、必要な署名、押印等の記載の整備を行い保管すること。
- (4) 原則として、譲り受け又は施用のための交付等があった都度記載し、次の事項に従って記載すること。(P12-16 例1～10参照)

〈麻薬卸売業者からの譲り受け〉

- ① 「受け入れ」の年月日は麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日とすること。
なお、麻薬譲渡証の日付と納品日が異なる場合、納品日を備考欄に記載すること。
- ② 購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品番号を備考欄に記載すること。

〈患者からの譲り受け〉

患者が服用困難になった場合や死亡した場合等、患者又はその遺族(相続人等)が麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に返却することができます。

外来で麻薬を施用されていた患者が、麻薬診療施設に麻薬を持ち込んで入院した場合の麻薬の受け入れや内服薬や外用薬である麻薬を施用していた入院患者が、施用の中止に伴って病棟から麻薬診療施設の薬剤部に麻薬が返却されてきた際の帳簿の記載事例については、下記のとおりとすること。

- ① 外来で麻薬の投薬を受けていた患者が、服用困難になった場合や死亡した場合等、患者又はその遺族(相続人等)から麻薬を譲り受けた場合は、帳簿に麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるよう()書きで記入し、残数には加えないこと。その際、備考欄に譲り受けた患者の氏名を記載し、入院又は外来の区別も分かるように記入すること。

なお、同日中に多数の患者から麻薬の返納があった場合は、患者毎に返納数が分かるように記載すること。

また、この麻薬は再利用できませんので廃棄し、「調剤済麻薬廃棄届」(P51.52)を提出することになります。(P14 例6)

- ② 外来で麻薬の投薬を受けていた患者がその麻薬を持ち込んで入院した場合、その麻薬についても麻薬管理者が管理する責任があります。(P8 2(8)において、「患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。」としているため、注意すること。)

帳簿に麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるよう（ ）書きで記入し、残数には加えないこと。その際、備考欄に譲り受けた患者の氏名を記載し、入院又は外来の区別も分かるように記入すること。(P14 例5)

また、その麻薬が薬剤変更や施用中止となって返納があった場合は、備考欄に返納数量を記載すること。

なお、この麻薬は再利用できませんので廃棄し、「調剤済麻薬廃棄届」(P51.52)を提出することになります。(P14 例5)

- ③ 入院患者から入院中に当該麻薬診療施設から投薬された麻薬が服用困難や死亡等の理由により返納された場合は、帳簿に麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるよう（ ）書きで記入し、廃棄する場合は残数には加えず、再利用する場合は※印を付すとともに受け入れ数量を残数に加え、備考欄に譲り受けた患者の氏名を記載し、入院又は外来の区別も分かるように記入すること。(P14 例5)
- ④ 入院又は外来で麻薬の投薬を受けていた患者が、服用困難になった場合や死亡した場合等、患者又はその遺族（相続人等）から麻薬を譲り受けた場合に、麻薬管理簿の補助簿として廃棄簿(P68)を用いて管理する場合、麻薬管理簿への記載は必要ありません。(P15 例8)

〈譲り渡し〉

- ① 注射剤については、患者に施用した日をもって払い出しとすること。
 - ② 注射剤以外の錠剤、散剤、水剤、坐剤等については、調剤日又は最終施用日をもって払出しとすること。
 - ③ 施用し、又は施用のため交付した患者の氏名を備考欄に記載すること。
- (5) 注射液については、アンプル単位で記載すること。(P12 例1参照)
- なお、施用残液を廃棄した場合は、その廃棄数量をm l 単位で備考欄に記載すること。(輸液等の残液を廃棄した場合は、麻薬換算量を記載すること。)
- (6) 定期的に、帳簿残高と在庫現品との確認を励行すること。
- なお、アヘンチンキの自然減量や原末、倍散及びバイアル製剤の秤量誤差等については、麻薬管理者（施用者）が他の職員の立会いのもとに確認のうえその旨を記載し、備考欄に立会者が署名してください。
- (P12.13 例2、4参照)

4 帳簿の引き渡し(法第39条)

麻薬管理者は、帳簿を閉鎖した時は、速やかに、麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。

なお、開設者は、帳簿の引き渡しを受けた時は、最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

◎ 帳簿の記載例

(例 1) 塩酸ペチジン注射液(35ml)の場合

品名	塩酸ペチジン注射液(35ml)			単位	A
年月日	受入	払出	残量	備考	
17. 10. 1			3	前帳簿から繰り越し	
17. 10. 2		1	2	佐藤 ○ 郎 (0. 3ml 廃棄 立会者 鈴木○子)	
17. 10. 3	10		12	福島卸売(株) FU-1234	
17. 10. 6		1	11	佐藤 ○ 郎	
17. 10. 8		1	10	落下破損 流失0.3ml (17.10.9 事故届提出) 回収0.7ml 17.10.8 0.7ml 廃棄 立会者 佐藤○子	
17. 10. 10		2	8	吉田 ○ 子	

- (注) 1. 受入れの際は、備考欄に購入した卸売業者名及びロット番号を記入すること。
2. 譲受証の日付と帳簿の受入れの日付は一致すること。(郵送の場合、備考欄に到着日を記入)

(例 2) 塩酸モルヒネ末から10倍散に予製する場合

品名	塩酸モルヒネ末			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
17. 10. 1			2. 0	前帳簿から繰り越し	
17. 10. 9		0. 5	1. 5	10%に予製	
17. 10. 15	5. 0		6. 5	郡山卸売(株) KO-123	

品名	10%塩酸モルヒネ散			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
17. 10. 1			3. 0	前帳簿から繰り越し	
17. 10. 2		1. 2	1. 8	中山 ○ 郎	
17. 10. 9	5. 0		6. 8	原末から予製	
17. 10. 31			6. 3	帳簿訂正(-0. 5g 秤量誤差 立会者 鈴木○子)	
17. 11. 5		1. 5	4. 8	尾形 ○ 子	

(例 3) リン酸コデイン末から10%散に予製する場合

品名	リン酸コデイン末			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
17. 10. 1			5	前帳簿から繰り越し	
17. 10. 9	25		30	福島卸売(株) FU-234	
17. 10. 9		10	20	10%散に予製	

品名	10%リン酸コデイン散			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
17. 10. 1			3.5	前帳簿から繰り越し	
17. 10. 9	100		103.5	原末から予製	
17. 10. 9		3.5	100.0		
17. 12. 15	100		200.0	原末から予製	
17. 12. 16		100	100.0		

(注) コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は、受入を記載し、在庫がなくなった時点で全量を払出して残を0とする。患者氏名を記入する必要はありません。

(例 4) アヘンチンキの場合

品名	アヘンチンキ			単位	ml
年月日	受入	払出	残量	備考	
17. 10. 1			22.4	前帳簿から繰り越し	
17. 10. 14		1.4	21.0	伊藤 ○ 夫	
17. 10. 17		0.8	20.2	吉田 ○ 子	
17. 10. 31			19.0	帳簿訂正(-1.2ml 自然減量 立会者 鈴木○子)	

(注) アヘンチンキの自然減量や原末、倍散及びバイアル製剤の秤量誤差等については、麻薬管理者が他の職員の立会いのもとに確認のうえその旨を記載し、備考欄に立会い者が署名して下さい。

(例 5) 返却された麻薬を再度利用する場合の帳簿記載例

品名	MSコンチン錠10mg			単位	T
年月日	受入	払出	残量	備考	
17. 8. 27		21	221	佐藤 ○ 郎	
17. 8. 27		8	213	橋本 ○ 子	
17. 9. 1	※(10)		223	返納(佐藤○郎(6錠) ○○科病棟、 山田○夫(4錠) ○○科病棟)	
17. 9. 2	(10)		223	持込み(高橋○子(10錠) ○○科外来 ○○科病棟入院)	
17. 9. 2		18	205	田 △ ○ 一	
17. 9. 15	(5)		165	返納(高橋○子(5錠) ○○科病棟 持込み服用残分) 9.16 廃棄 立会者 鈴木○子 9.17 調剤済廃棄届提出	

(注) 患者から返却された麻薬を再利用する場合は、麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるように、受入れ欄の()書に※印を付すとともに、受入れ数量を残高に加え、備考欄に返納のあった患者の氏名、数量を記載してください。

(例 6) 返却された麻薬を廃棄する場合の帳簿記載例 (元帳簿を使用する場合)

品名	MSコンチン錠10mg			単位	T
年月日	受入	払出	残量	備考	
17. 10. 25		21	221	吉田 ○ 男	
17. 10. 27		8	213	橋本 ○ 子	
17. 11. 1	(10)		213	返納(吉田○男(6錠) ○○科外来、 山田○夫(4錠) ○○科病棟) 9.2 廃棄 立会者 鈴木○子 9.15 調剤済麻薬廃棄届提出	
17. 11. 2	(4)		213	返納(橋本○子) ○○科外来 9.2 廃棄 立会者 鈴木○子 9.15 調剤済麻薬廃棄届提出	
17. 11. 2		18	195	田 △ ○ 一	

(注) 患者から返却された麻薬を廃棄する場合は、麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるように、()書きで記載し、残高には加えず備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、廃棄届出月日を記載し、廃棄の立会者が署名してください。

(例 7) 麻薬廃棄届を提出して廃棄する場合の帳簿記載例

品名	リン酸ジヒドロコデイン末			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
17. 10. 1			5	前帳簿から繰越し	
17. 10. 27		5	0	10/9 麻薬廃棄届提出 汚染による廃棄 17.10.9 付「廃棄届」に基づく廃棄 立会者 ○○保健所 ○薬剤技師 ▽△▲▼ ㊟ ◇薬剤技師 ○●○○ ㊟	

(注) 「年月日」欄には都道府県職員の立会の下に廃棄した日を記載してください。「備考欄」には、廃棄した旨、並びに「麻薬廃棄届」の届出年月日を記載してください。(廃棄日については、保健所職員が確認の上、署名します。)

(例 8) MS コンチン錠 10mg を廃棄簿を使用して廃棄する場合の記載例

品名	MS コンチン錠 10mg		単位	錠	廃棄方法	焼却
受入年月日	受入数	廃棄年月日	立会人署名	廃棄届出年月日	備考	
19. 10. 9	20	19.10.9	鈴木○子	19.10.30	佐△○郎(○○科外来) 家族□□持ち込み	
19. 10. 10	18	19.10.10	鈴木○子	19.10.30	高橋○子 (○○科病棟)	

(注) 塩酸モルヒネ水剤については、品名欄に「塩酸モルヒネ水剤」と記載し、含量を記載する必要はありません。

ケタミン等の記載例

(例 9)

品名	ケタミン注射液 200mg			単位	v
年月日	受入	払出	残量	備考	
19. 2. 3	10		10	厚生卸より AA-0002 ~ AA0011	
19. 2. 4		1	9	1V (AA-0002) 別口座へ移動	

↓
(別口座)

品名	ケタミン注射液 200mg			単位	ml
年月日	受入	払出	残量	備考	
19. 2. 4	20		20	1V (AA-0002) を転記	

野外で使用する場合
(例 10)

品名	ケタミン注射液200mg			単位	ml
年月日	受入	払出	残量	備考	
19.3.1			20	前帳簿から繰り越し	
19.3.2		5	15	〇〇山中 ツキノワグマ (雄 1歳位)	
19.3.2		3	12	△△町公民館前 ニホンザル (雌 5歳位)	
19.3.10	20		32	厚生卸より AA-0020	
19.3.15		10	22	××山山頂付近 ツキノワグマ (雄 6歳位) (5ml×2) 使用 ※1	
19.3.16		10	12	××山山頂付近 ツキノワグマ (不明 逃走)	
19.3.16	10		22	××山山頂付近でツキノワグマに使用できず、再利用のため受け入れ ※2	
19.3.20		1	21	〇〇町 ニホンザル捕獲 (中型 雄) ※3	
19.3.20		2	19	▽▽町 ニホンザル捕獲失敗 (不明) 1ml 回収廃棄 立会者 〇〇〇〇	

※1 吹き矢等で施用する場合、1発目が外れて2発目で捕獲した場合

※2 野生動物に使うため払い出したが、使用せず受け入れた場合

※3 野生獣の捕獲で、動物の飼育者や管理者が不明の場合は当該動物の特徴等を記入してください

第6 申請・届出

1 麻薬の廃棄

麻薬を廃棄しようとする場合は、次の方法により行ってください。

(1) 調剤前の麻薬の廃棄(法29条)

古くなったり、変質により使用しなくなった麻薬又は、調剤ミスにより使用できなくなった麻薬を廃棄する場合は、あらかじめ「麻薬廃棄届」(P47-50)により業務所の所在地を管轄する保健所に届出を行わなければなりません。

なお、「麻薬廃棄届」を提出する際に保健所担当者と廃棄日を打ち合わせてください。廃棄は保健所担当者立会いの下で実施することとなります。また、麻薬を廃棄した場合は、「麻薬帳簿」にその旨を記載し、麻薬廃棄届の写しを保管すること。

(2) 調剤後の麻薬の廃棄(法29条、法第35条第2項)

麻薬処方せんにより交付された麻薬(麻薬施用者自らが調剤した麻薬を含む。)を、患者の死亡等により譲り受けた(返却)場合は、麻薬管理者が他の薬剤師又は職員の立会の下で廃棄すること。

〈留意事項〉

- ① 廃棄は酸、アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合、焼却、放流等、麻薬の回収が困難な方法により行うこと。
- ② 廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」(P51.52)を業務所の所在地を管轄する保健所に提出すること。
- ③ 30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて1つの届出書で提出しても差し支えありません。
- ④ 麻薬帳簿への記載も必要です。

〈麻薬の廃棄手続きについて〉

廃棄の方法については、図1～図6(P20－25)のフローを参考にしてください。

(3) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄(施用に伴う消耗)

麻薬注射剤の施用残液及びIVH(中心静脈への点滴注射)に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、麻薬管理者が麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いの下に放流、焼却等の方法で廃棄すること。

この場合、届出の必要はありませんが、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払出したときの備考欄に廃棄数量を記載すること。(P12 例1参照)

(4) 麻薬貼付剤の廃棄

麻薬貼付剤は、施用後(貼付途中で剥がれたものを含む)のものは施用済みとして、麻薬管理者がすべて回収し、廃棄物として適切に処理すること。

2 麻薬事故届(法第35条)

麻薬管理者(施用者)が管理している麻薬に、滅失、破損、盗取、所在不明、その他の事故があった場合は、その麻薬の品名、数量、その他事故の状況を明らかにするための事項を「麻薬事故届」(P55.56)により、速やかに業務所の所在地を管轄する保健所に届け出なければなりません。

また、盗取の場合は、必ず警察へも届け出てください。

通常、注射剤の破損等による流出で、一部回収できたものについては、「麻薬事故届」に事故発生の経過を詳細に記載することにより、麻薬廃棄届又は調剤済麻薬廃棄届と見なしますので、施用残の廃棄と同様、他の職員立会のもと廃棄してください。

なお、破損事故以外は、電話等による第一報を行うなど、保健所の指示を受けるよう心がけること。

3 麻薬管理者(施用者)の届(受払等届)(法第48条) (P61.62)

麻薬管理者(施用者)は、毎年11月30日までに次の事項を知事に届け出なければなりません。

- (1) 毎年の10月1日に、当該麻薬診療施設の開設者が所有していた麻薬の品名、数量
- (2) 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間に当該施設で、施用し、施用のため交付した麻薬の品名、数量
- (3) その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有していた麻薬の品名、数量

〈記載上の注意事項〉

- ① 届出期間中に麻薬を所有していなかった場合も「在庫・受払いなし」と届出する必要があります。
- ② 譲受け欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載し、外来又は入院患者等より譲り受けた麻薬のうち再利用するものの数量のみを()書きで同欄に別掲すること。
なお、外来又は入院患者等より譲り受けた麻薬のうち、廃棄した麻薬については、譲受け欄にその数量を記載する必要はありません。(次ページ参照)
- ③ 入院患者等より譲り受けた麻薬で再利用したものについては、その数量を払出し数量に加えて払出し数量欄に記載し、さらに備考欄に記載すること。
- ④ 「麻薬廃棄届」により廃棄した麻薬、事故のあった麻薬については、その数量を備考欄に記載すること。
- ⑤ 「麻薬受払届」に誤りを発見した場合には、訂正の必要がありますので、「受払等届訂正願」(P63.64)により届け出てください。

硫酸モルヒネ徐放錠等の記入例

- (1) 麻薬卸売業者からMSコンチン錠10mg 200錠譲り受けた場合

品名	期始在庫数量	受入数量	払出数量	期末在庫数量	備考
MSコンチン錠10mg	50T	200T	180T	70T	

- (2) 麻薬卸売業者からMSコンチン錠10mg 200錠、外来又は入院患者等より30錠譲り受け、20錠再利用し、10錠廃棄した場合

品名	期始在庫数量	受入数量	払出数量	期末在庫数量	備考
MSコンチン錠10mg	50T	200T(20T)	180T	90T	再利用20T

- ※ 受入数量の()書きには、外来又は入院患者等より受け入れて廃棄した数量は含めないこと。
 ※ 払出数量欄には、再利用した数量を含めること。

- (3) 麻薬卸売業者からMSコンチン錠10mg 200錠、外来又は入院患者等より30錠譲り受け、20錠再利用し、10錠再利用のため在庫となっている場合

品名	期始在庫数量	受入数量	払出数量	期末在庫数量	備考
MSコンチン錠10mg	50T	200T(30T)	180T	100T	再利用20T

- (4) 麻薬卸売業者からMSコンチン錠10mg200錠、外来又は入院患者等より30錠譲り受け、30錠廃棄した場合

品名	期始在庫数量	受入数量	払出数量	期末在庫数量	備考
MSコンチン錠10mg	50T	200T	180T	70T	

4 麻薬中毒者診断届(法第58条の2)

医師(麻薬施用者免許の取得の有無を問いません。)が、患者を診断した結果、麻薬中毒者(大麻、あへんの中毒を含む。)と診断した場合は、次の事項をその中毒者の居住している都道府県知事に、速やかに届け出なければなりません。

- (1) 患者の住所(または居住地)、氏名、年齢及び性別
- (2) 麻薬中毒症状の概要
- (3) 診断年月日
- (4) 医師の住所(病院等で診療に従事している医師については、その名称及び所在地)及び氏名

なお、『ガン、結核等の末期的症状』の患者に麻薬を長期にわたり施用したために、医師が麻薬中毒と診断した場合も、上記の事項を、「麻薬中毒者診断届(医療中毒)」(P57.58)により、その中毒者の居住(入院患者は、入院先を居住地とする。)している都道府県知事に、速やかに届け出なければなりません。

(参考)

麻薬中毒の概念等

- (1) 麻薬中毒とは、麻薬(ヘロイン、モルヒネ、コカイン等)、あへん又は大麻の慢性中毒をいいます。

麻薬中毒とは、麻薬に対する精神的、身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的、身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではありません。

- (2) 麻薬を常用して通常2週間を超えるときは、麻薬に対する精神的身体的な依存を発呈しうるものですが、これはヘロイン等の不正施用で中毒となるときの一応の目安であり、医療麻薬を適正に施用した際にはこのような目安は参考になりませんし、特に経口的に医療麻薬を施用している場合には中毒になりにくいとされています。

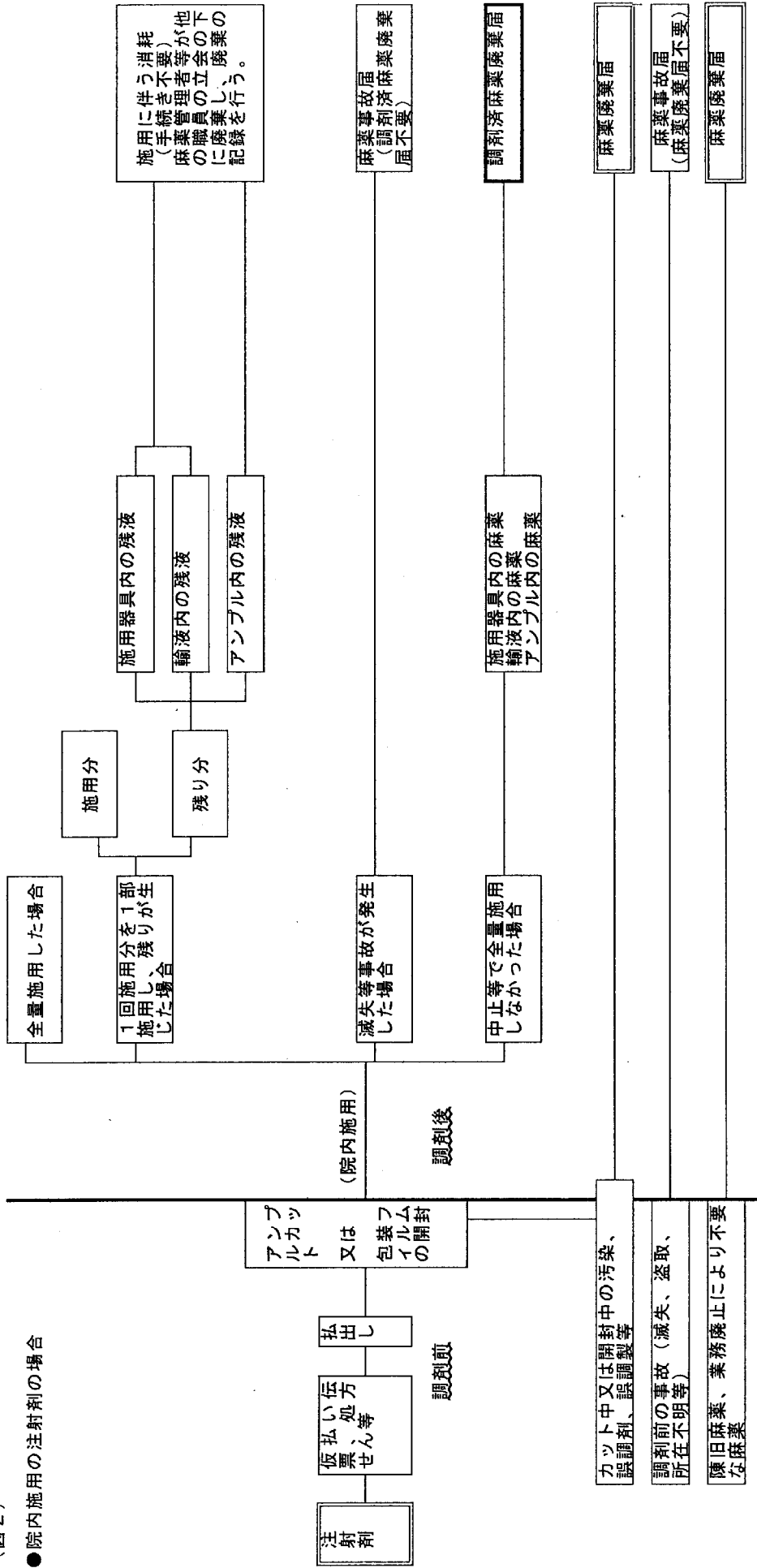
従って、患者が麻薬中毒であるか否かの診断は、単に施用期間によって診断することのないよう留意して下さい。

5 麻薬中毒者転帰届

4.により、麻薬中毒と診断された者が、死亡、治癒又は転医した場合は、「麻薬中毒者転帰届」(P59.60)により、「麻薬中毒者診断届(医療中毒)」を提出した都道府県知事に、速やかに届け出なければなりません。

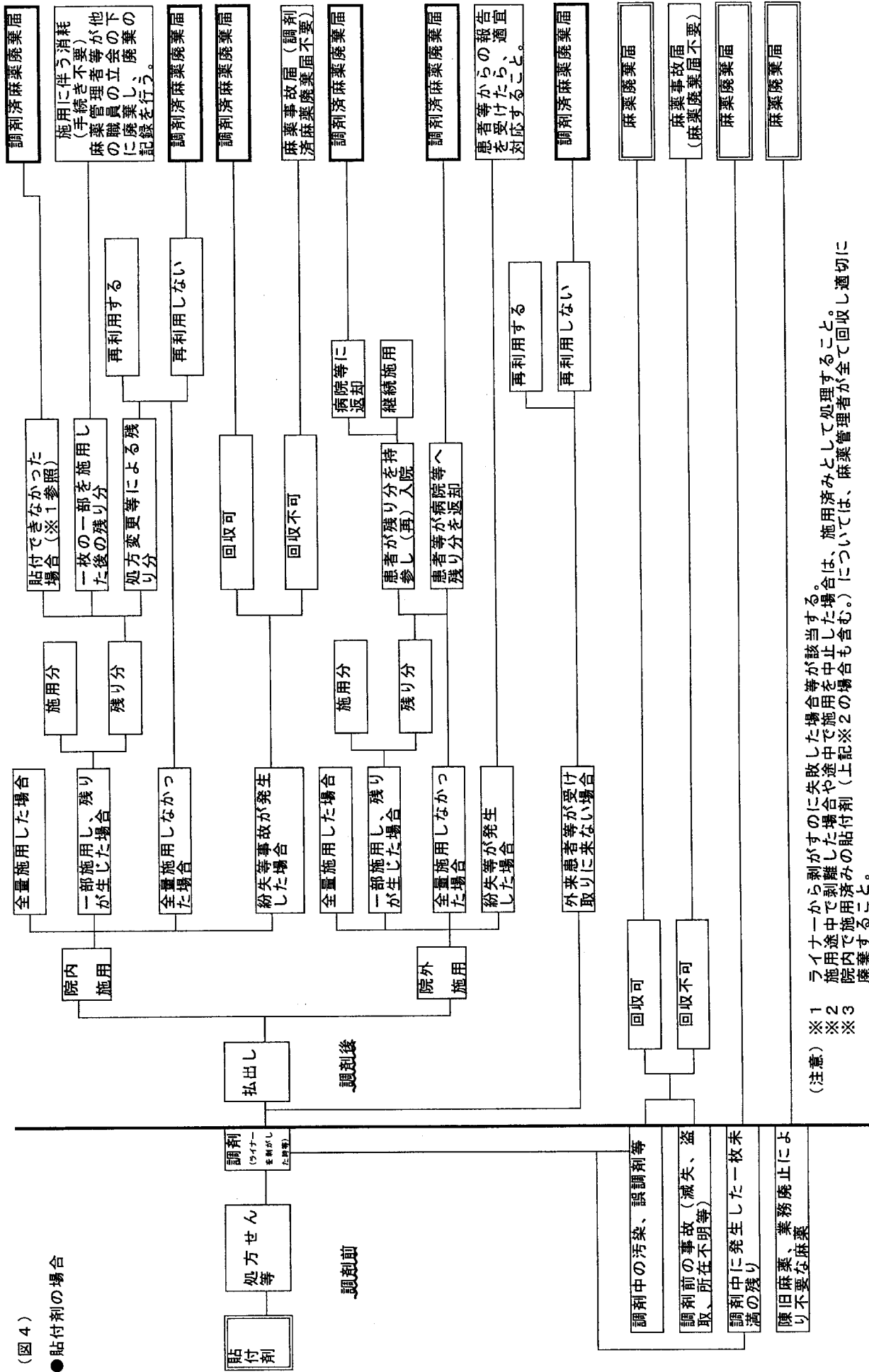
(図2)

●院内施用の注射剤の場合



(図 4)

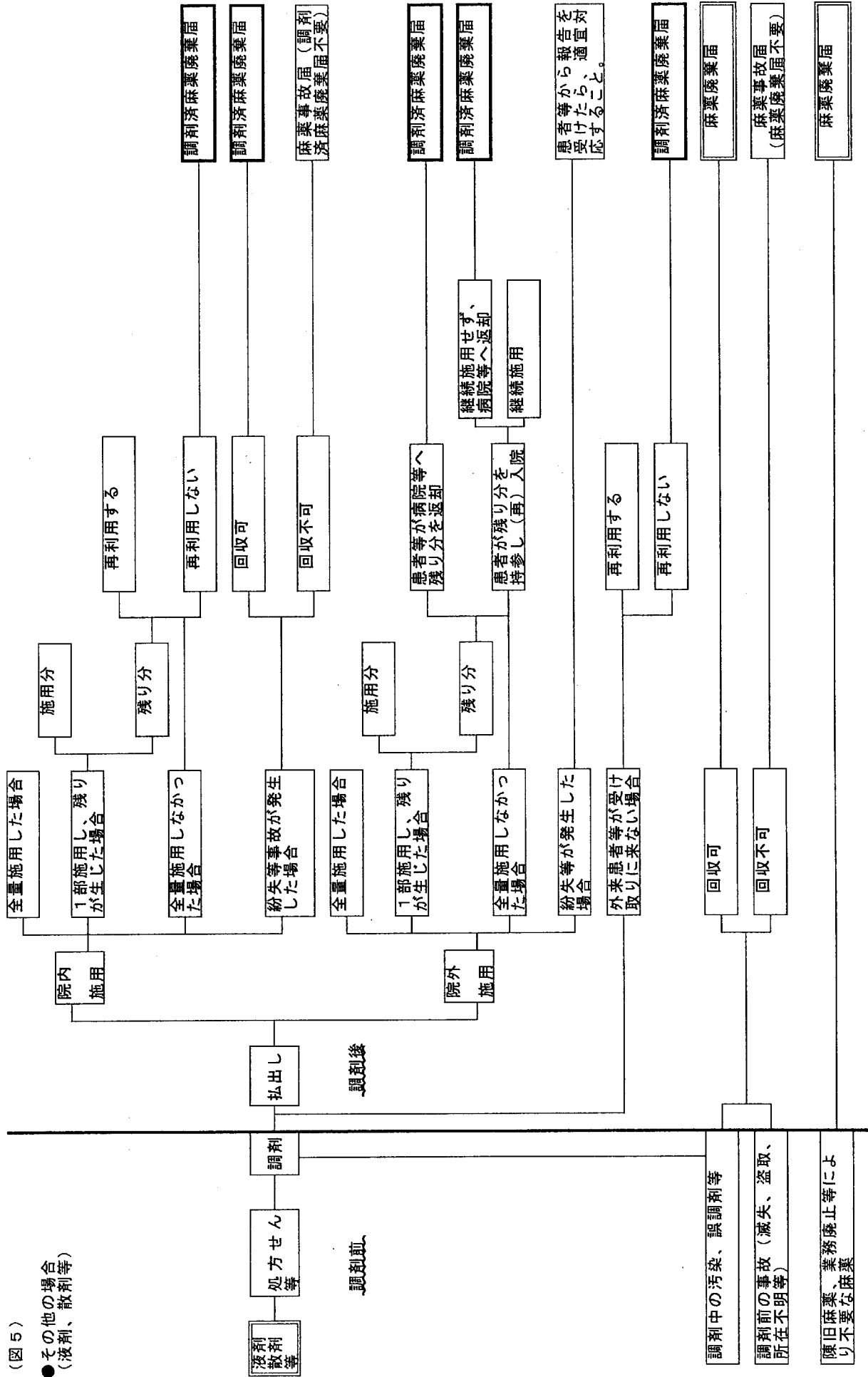
● 貼付剤の場合



(注意) ※1 ライナナーから剥がすのに失敗した場合等が該当する。
 ※2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合、施用済みとして処理すること。
 ※3 院内で施用済みの貼付剤(上記※2の場合も含む。)については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄すること。

(図5)

●その他の場合
(液剤、散剤等)



調剤前

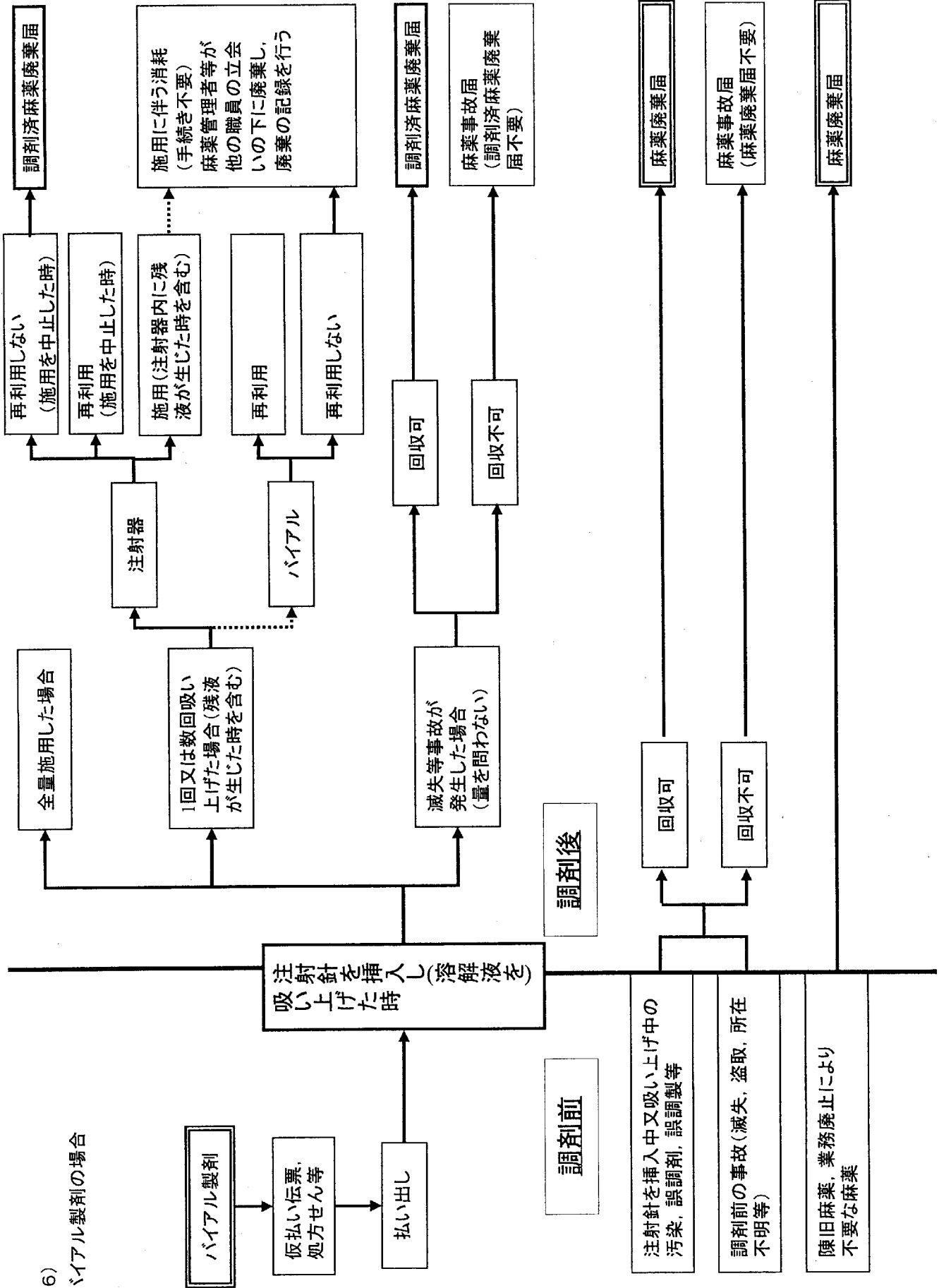
調剤後

調剤中の汚染、誤調剤等

調剤前の事故(滅失、盗取、所在不明等)

陳旧麻薬、業務廃止等により不要な麻薬

(図6) ●バイアル製剤の場合



第7 病院内における麻薬注射液の取扱い

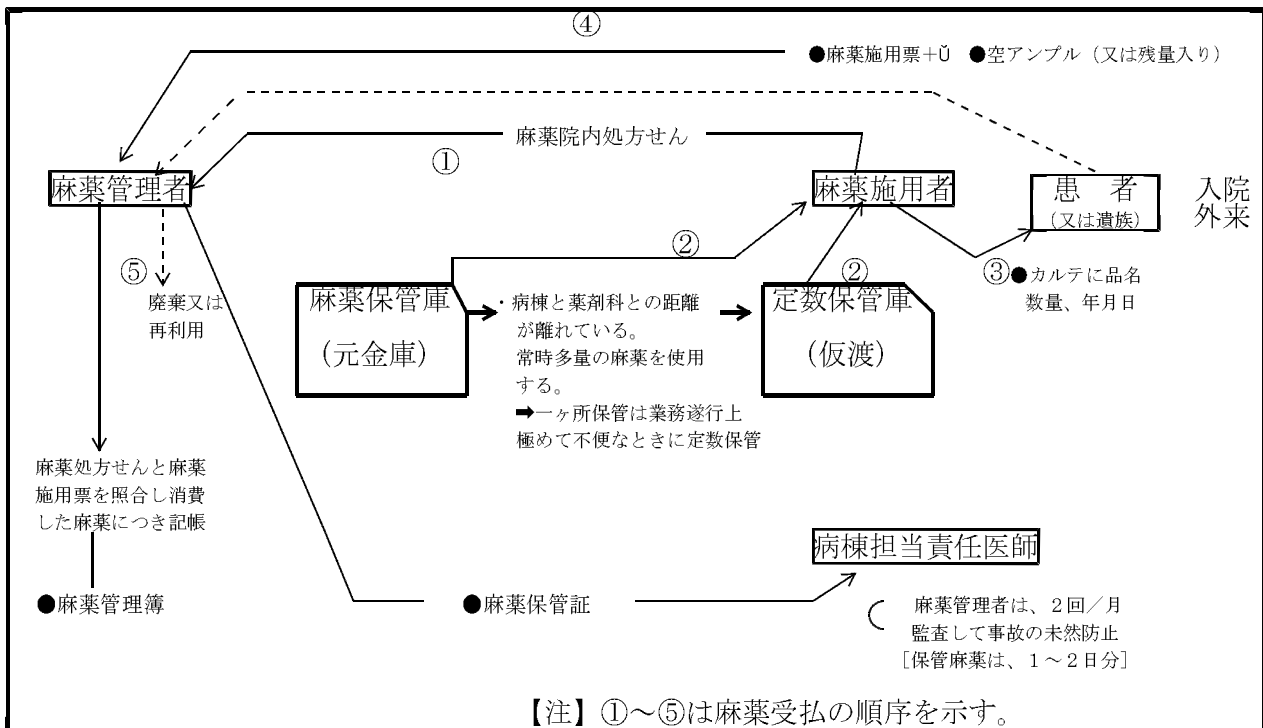
1 原則的な取扱い

病院において、麻薬施用者が患者に麻薬を施用する場合は、図1のように麻薬管理者から院内麻薬処方せんにより直接現品を受け取り、患者に施用することが原則です。

(手 順)

- (1) 麻薬施用者は、院内処方せんを作成し、麻薬管理者に麻薬を請求する。
- (2) 麻薬管理者は、院内処方せんに基づき、麻薬施用者に麻薬を払い出す。
- (3) 麻薬施用者は、患者に麻薬を施用した後、麻薬施用票を作成し、診療録に記載する。
- (4) 麻薬施用者は、麻薬施用票に空アンプル、施用残液、未使用アンプル（以下「施用残液等」という。）を添えて麻薬管理者に報告する。
- (5) 麻薬管理者は、麻薬施用の記載内容を厳重にチェックし、誤りのないことを確認のうえ、麻薬帳簿に施用した麻薬の品名、数量及び年月日を記載するとともに、他の職員の立会の下、施用残液を放流等の手段により、責任をもって処分し、事故防止を図る。
- (6) 麻薬管理者は、麻薬施用票と診療録との照合も定期的に行う。

図 1 原則的な取扱い



(参考様式)

① 院内麻薬処方せん

麻薬施用者が麻薬注射液を施用する場合においても、麻薬管理者との現品の授受は、院内麻薬処方せん（又は麻薬の請求伝票）によって行うこととし、その様式については、別紙様式(1) (P29.30)を参考にしてください。

院内麻薬処方せんは、次の(イ)から(ハ)の事項を記載し、記名押印又は署名する必要があります。

- (イ) 患者の氏名
- (ロ) 麻薬の品名、分量、用法、用量
- (ハ) 麻薬施用者免許番号

また、上記のほか、発行年月日、麻薬注射液受領者欄を設け、受領者欄には、当該麻薬注射液を実際に受領した麻薬施用者、看護婦等が押印又は署名してください。

② 麻薬施用票

麻薬施用者が麻薬注射液を施用した後は、速やかに麻薬施用票に記載し、施用残液等を添えて、翌日までに麻薬管理者に報告することとし、その様式については別紙様式(2) (P31.32)を参考にしてください。

また、麻薬施用票には、次の事項を記載し、記名押印又は署名してください。

- (イ) 患者の氏名
- (ロ) 麻薬施用者免許番号
- (ハ) 施用年月日
- (ニ) 院内麻薬処方せんにより麻薬管理者から交付を受けた麻薬注射液の品名、数量、施用量、施用残液量及び返納者等

2 定数保管麻薬の取扱い

麻薬を薬局のみに保管しておくことが業務遂行上極めて不便な病院において、止むを得ず麻薬を常時数か所の病棟に保管するいわゆる定数保管制をとる場合、図1 (P26)を参考にしてください。

なお、定数保管麻薬の管理は、病棟担当責任医師または師長等特定の者が麻薬管理者に代わって行い、管理の徹底を図る必要があります。ただし、麻薬が適正に施用されるまでは、麻薬管理は麻薬管理者にあるので、管理者は定期的に監査等を実施し、事故の未然防止に努めてください。

第8 携帯輸出入(法第13条、第17条)

自己の疾病の治療のため、麻薬を服用中の患者が外国に出かけたり(出国)また帰国(入国)する場合は、「麻薬携帯輸出入(輸入)許可申請書」により申請し、地方厚生局長の許可を受けた場合のみ、その麻薬を携帯して出国・入国(輸出・輸入)することが認められています。携帯する麻薬の量については制限はありませんが、申請時に麻薬処方量を記載した医師の診断書が必要です。

麻薬を服用中の患者さんから問い合わせがあった場合、速やかに東北厚生局麻薬取締部へ連絡するように指導してください。

東北厚生局麻薬取締部

TEL 022-221-3701

FAX 022-221-3713

第9 立入検査(法第50条の38)

立入検査を行う職員(麻薬取締官、麻薬取締員又はその他の職員)は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。

第10 その他

福島県における麻薬関係申請・届出等の受理は、保健所（県保健福祉事務所等）で取り扱っています。手続き等でわからない点がありましたら、保健所または県保健福祉部健康衛生領域薬務グループ（電話 024-521-7233）にお尋ねください。

保 健 所	所 在 地 ・ 電 話 番 号
県北保健福祉事務所 医事薬事チーム	〒960-8012 福島市御山町8-30 電話 (024) 534-4103
管内	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中保健福祉事務所 医事薬事チーム	〒962-0834 須賀川市旭町153-1 電話 (0248) 75-7817
管内	郡山市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南保健福祉事務所 医事薬事チーム	〒961-0074 白河市郭内127 電話 (0248) 22-5479
管内	白河市、西白河郡、東白川郡
会津保健福祉事務所 医事薬事チーム	〒965-0873 会津若松市追手町7-40 電話 (0242) 29-5512
管内	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、
南会津保健福祉事務所 医療薬事グループ	〒967-0004 南会津郡南会津町田島 字天道沢甲2542-2 電話 (0241) 63-0306
管内	南会津郡
相双保健福祉事務所 医事薬事チーム	〒975-0031 南相馬市原町区 錦町1丁目30 電話 (0244) 26-1329
管内	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡
いわき市保健所 医事薬事係	〒973-8408 いわき市内郷高坂町 砂子田1-1 電話 (0246) 27-8590
管内	いわき市

様式(1)

院内麻薬注射せん						No.
入院	病棟名 科				発行 年月日	年 月 日
外来	科					
患者 氏名	様				年 令	歳
カルテ番号						
麻 薬 名				数 量		
				A		
麻薬施用者 免許番号			麻薬施用者 氏名印			
受 領 者			薬交 付 局者		麻薬 管 理 者	

受領者欄に署名または押印することとし、当該麻薬を他の患者に施用しないこと。
 (参考)太枠部分(除く印)及び処方せんNo.は、複写式が便利である。

【記載例】

様式(1)

院内麻薬注射せん						No. △△△△	
入院	病棟名 第2病棟 内科				発行 年月日	17年 2月 17日	
外来	科						
患者 氏名	福 島 太 郎 様				年 令	6 2 歳	
	カルテ番号	〇〇〇-△△△△					
麻 薬 名				数 量			
塩酸モルヒネ 10mg				3 A			
麻薬施用者 免許番号	17- 71C〇〇〇〇		麻薬施用者 氏名印	杉 妻 次 郎 杉 妻			
受 領 者	宮城 花子 ㊟		薬交 付 局者	秋田 春子 ㊟		麻薬管 理者	山形 秋夫 ㊟

受領者欄に署名または押印することとし、当該麻薬を他の患者に施用しないこと。
(参考)太枠部分(除く印)及び処方せんNo.は、複写式が便利である。

様式(2)

麻 薬 施 用 票					No.	
入院	病棟名 科			施 用 年月日	年 月 日	
外来	科					
患者 氏名	殿			年 令	歳	
カルテ番号						
麻 薬 名				受領数量	施用数量	未使用アンプル
				A	ml	A
						施用残液
						ml
麻薬施用者 免許番号				麻薬施用者 氏名印		
返返 品・納 残 液者			返受 品・領 残 液者			麻薬管理 者

翌日の 時までに施用残液、未使用アンプル、空アンプルを添えて、本票を麻薬管理 者に提出すること。

【記載例】

様式(2)


麻 薬 施 用 票				No. △△△△	
入院	病棟名 第2病棟 内 科		発行 年月日	17年 2月 17日	
外来	科				
患者 氏名	福 島 太 郎 様		年 令	6 2 歳	
カルテ番号	〇〇〇-△△△△				
麻 薬 名			受領数量	施用数量	未使用アンプル
塩酸モルヒネ 10mg			3 A	1.5 ml	1 A
17/2/17 20:00 0.5ml 青森夏子印					施用残液
17/2/18 4:30 1.0ml 青森夏子印 施用時間等の状況を参考に記載					0.5ml
麻薬施用者 免許番号	17- 71C〇〇〇〇	麻薬施用者 氏名印	杉 妻 次 郎 杉 妻		
返 品 ・ 納 残 液 者	17/2/18 8:50 青森 夏子 印	返 受 品 ・ 領 残 液 者	17/2/18 8:50 岩手 冬男 印	麻 薬 管 理 者	17/2/18 山形 秋夫 印 施用残液廃棄 2/18 9:00 0.5ml 廃棄 立会者 岩手冬男印

残液処理状況を参考に記載

翌日の 9 時までには施用残液、未使用アンプル、空アンプルを添えて、本票を麻薬管理 者
に提出すること。

福島県証紙 貼付

麻薬(施用、管理)者免許申請書

麻 薬 業 務 所	所在地			
	名 称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、 従として診療又は研究に従事する麻薬 診療施設又は麻薬研究施設	所在地			
	名 称			
許 可 又 は 免 許 の 番 号		第 号	許可又は免許 の 年 月 日	年 月 日
申 請 者 (法 人 に あ つ て は 、 そ の 業 務 を 行 な う 役 員 を 含 む 。) の 欠 格 事 項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を 取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又は これに基づく処分に違反したこと。			
	(4) 後見開始の審判を受けていること。			
備 考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">福島県知事 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>				

『記載例』

別記第1号様式(第一条関係)

福島県証紙 貼付

麻薬(施用、管理)者免許申請書

↑ 該当しない免許の種別を削除すること

麻薬業務所		所在地	福島市杉妻町2-16		
		名称	医療法人 ふくしま病院		
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設		所在地	福島市御山町8番30号		
		名称	ふくしま中央病院		
許可又は免許の番号		第3*****号	許可又は免許の年月日	12年 5月**日	
申請者(その業務を行なう役員を含む。法人にあつては、)の欠格事項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	なし			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	なし			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	なし			
	(4) 後見開始の審判を受けていること。	なし			
備考		旧麻薬免許番号 17-71C****			
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p>平成 19年 10月 20日</p> <p>住所 福島市上浜町〇番〇号</p> <p>氏名 御山 太郎</p> <p>福島県知事 様</p>					

↑ 更新の際は、旧免許番号の記載を行うこと。



(注意)

- 1 「許可又は免許番号」欄には、医師・歯科医師・獣医師の免許番号を記載すること。
- 2 「許可又は免許の年月日番号」欄には、免許の登録年月日を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)～(4)欄には、当該事実がない場合は、「なし」と記載すること。
当該事実がある場合は、(1)欄は、その理由及び年月日、(2)欄はその罪、刑、刑の確定年月日及び執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその確定年月日を、(3)欄はその違反の事実及び年月日を、(4)欄にあつては「いる」と記載すること。

『記載例』

診 断 書

氏 名	御 山 太 郎	性 別	<input checked="" type="radio"/> 男	<input type="radio"/> 女
生年月日	大正 39年 10月 10日 昭和	年 令	42才	

上記の者について、下記のとおり診断します。

1 精神機能

精神機能の障害

明らかに該当なし 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に）

2 麻薬又は覚せい剤の中毒

なし


あり

診断年月日	平成19年 3月 15日	※詳細については別紙も可
医 師	病院、診療所又は 介護老人保健施設等の名称	ふくしまいいざか診療所
	所 在 地	福島市飯坂町字〇〇〇△△番地 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇
	氏 名	板 倉 三 郎 Ⓜ

記名、押印すること。

医師の個人名であること。


麻薬施用(管理)者業務廃止届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
麻薬業務所	所在地					
	名称					
氏名						
業務(研究)廃止の事由 及びその年月日						
<p style="text-align: center;">上記のとおり、業務(研究)を廃止したので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">福島県知事 様</p>						

『記載例』

別記第3号様式(第三条関係)

麻薬施用(管理)者業務廃止届

免許証の番号	第19-71C0**号	免許年月日	平成 19年 1月 1日
麻薬業務所	所在地	二本松市金色〇〇〇番地の△	
	名称	あだち外科医院	
氏名	安達 五郎		
業務(研究)廃止の事由及びその年月日	診療施設を廃止したため。平成19年9月30日		
<p>上記のとおり、業務(研究)を廃止したので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>平成 19年 10月 5日</p> <p>住所 二本松市金色〇〇〇番地の△</p> <p>届出義務者続柄 本人</p> <p>氏名 安達 五郎 </p> <p>福島県知事 様</p>			

(注意)

- ・麻薬免許証を添付すること。
- ・麻薬現在量届を提出すること。
- ・在庫があれば、麻薬譲渡届又は、麻薬廃棄届の手続きを行うこと。
- ・麻薬免許取得者が死亡による届出の場合は、届出義務者が届出を行うこと。例:妻、長男

麻 薬 現 在 量 届

年 月 日

福島県知事 様

麻薬業務所 所在地

名 称

(届出義務者続柄)

氏 名



麻薬及び向精神薬取締法第36条 1/4 項の規定により、現に所有する麻薬について次のとおりお届けします。

品 目	数 量	品 目	数 量

届出が発生した理由

麻薬営業者の免許が効力を失った。

麻薬診療施設
麻薬研究施設 が 麻薬診療施設
麻薬研究施設 でなくなった

麻薬営業者

麻薬診療施設の開設者 が死亡した。(法人たるこれらの者が解散した。)

麻薬研究施設の開設者

該当しない所は、-----線で削除すること。

『記載例』

麻 薬 現 在 量 届

平成19年10月5日

福島県知事 様

麻薬業務所 所在地 二本松市金色〇〇〇番地の△

名 称 あだち外科医院

(届出義務者続柄) 本人

氏 名 安達 五郎



麻薬及び向精神薬取締法第36条 1/4 項の規定により、現に所有する麻薬について次のとおりお届けします。

品 目	数 量	品 目	数 量
リン酸コデイン散10%	23.5g	塩酸ペチジン注射液(35mg)	12A
アヘンチンキ	25.0ml	以下余白	
MSコンチン錠 10mg	35錠		
塩酸モルヒネ注射液(10mg)	10A		

届出が発生した理由

~~麻薬営業者の免許が効力を失った。~~

麻薬診療施設
麻薬研究施設 が 麻薬診療施設
—麻薬研究施設 でなくなった


~~麻 薬 営 業 者~~

麻薬診療施設の開設者 が死亡した。(法人たるこれらの者が解散した。)

~~麻薬研究施設の開設者~~

該当しない所は、-----線で削除すること。


麻薬施用(管理)者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏 名			
免許証返納の事由 及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 </p> <p>福島県知事 様</p>			

『記載例』


別記第4号様式(第四条関係)

麻薬施用(管理)者免許証返納届

免許証の番号	第18-72C0**号	免許年月日	平成 18年 1月 1日
麻薬業務所	所在地	郡山市麓山〇丁目△番地	
	名称	こおりやま中央診療所	
氏名	石川 美晴		
免許証返納の事由及びその年月日	有効期間満了 平成19年12月31日		
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>平成 20年 1月 10日</p> <p>住所 郡山市大槻町〇〇△△番地</p> <p>氏名 石川 美晴 </p> <p>福島県知事 様</p>			

(注意) 麻薬免許証を添付すること。


麻薬施用(管理)者免許証記載事項変更届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
変更すべき事項			
変更前	麻薬業務所	所在地	
		名 称	
	住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)		
	氏名(法人にあつては、名称)		
	従たる施設	所在地	
名 称			
変更後	麻薬業務所	所在地	
		名 称	
	住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)		
	氏名(法人にあつては、名称)		
	従たる施設	所在地	
名 称			
変更の事由及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">福島県知事 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>			

『記載例』

別記第5号様式(第五条関係)

麻薬施用(管理)者免許証記載事項変更届


免許証の番号	第19-71C0**号	免許年月日	平成 19年 1月 1日
変更すべき事項		業務所、住所の変更、従たる施設の削除	
変更前	麻薬業務所	所在地	福島市杉妻町2-16
		名称	医療法人 ふくしま病院
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)		福島市渡利字〇〇〇△△番地
	氏名(法人にあっては、名称)		保原 伊達雄
	従たる施設	所在地	福島市御山町8番30号
		名称	ふくしま中央病院
変更後	麻薬業務所	所在地	伊達市保原町大字〇〇〇△△番地
		名称	保原内科医院
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)		伊達市保原町大字△△△〇〇番地
	氏名(法人にあっては、名称)		保原 伊達雄
	従たる施設	所在地	
		名称	
変更の事由及びその年月日		診療所開設のため 平成19年3月1日	
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>平成 19年 3月 11日</p> <p>住 所 伊達市保原町大字△△△〇〇番地</p> <p>氏 名 保原 伊達雄 </p> <p>福島県知事 様</p>			

(注意) 麻薬免許証を添付すること。

変更年月日から15日以内に届出ること。なお、遅延した場合は遅延理由書を添付すること。

福島県証紙 貼付

麻薬施用(管理)者免許証再交付申請書

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
麻薬業務所	所在地					
	名称					
氏		名				
再交付の事由 及びその年月日						
<p style="text-align: center;">上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">福島県知事 様</p>						

『記載例』

別記第6号様式(第六条関係)

福島県証紙 貼付

麻薬施用(管理)者免許証再交付申請書

免許証の番号	第19-72F0**号	免許年月日	平成 19年 1月 1日
麻薬業務所	所在地	郡山市熱海町〇〇〇△△△番地	
	名称	ばんだいたみ診療所	
氏名	須賀川 夏美		
再交付の事由及びその年月日	紛失のため 平成19年3月1日		
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。		紛失した場合は、その事情を明記した「てん末書」を添付すること。	
平成 19年 3月 10日			
住所		郡山市熱海町〇〇〇△△△番地	
氏名		須賀川 夏美 印	
福島県知事 様			

(注意) き損した場合はその免許証を添付すること。

再交付を受けた後に紛失した免許証を発見した場合は、15日以内にその免許証を返納すること。

別記第11号様式(第十条関係)

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
免許の種類			氏名			
麻薬 業務所	所在地					
	名称					
廃棄しようとする 麻薬	品目		数量			
廃棄年月日						
廃棄の場所						
廃棄の方法						
廃棄の理由						
<p>上記のとおり、廃棄をしたいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏名</p> <p>福島県知事 様</p>						

『記載例』

別記第11号様式(第十条関係)

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第19-71F0**号	免許年月日	平成 19年 1月 1日
免許の種類	麻薬管理者	氏 名	山 形 秋 夫
麻薬業務所	所在地	福島市杉妻町2-16	
	名称	医療法人 ふくしま病院	
廃棄しようとする麻薬	品 目	数	量
	MSコンチン錠 10mg 塩酸ペチジン注射液35mg	55錠 10A	保健所に連絡し廃棄日を打ち合わせること。廃棄は、保健所担当者の立会の下で実施することとなる。
廃棄年月日	平成 年 月 日 ← 空欄のまま		
廃棄の場所	医療法人 ふくしま病院 薬剤部内		
廃棄の方法	放流		
廃棄の理由	陳旧化し、使用の見込みがないため。		
<p>上記のとおり、廃棄をしたいので届け出ます。</p> <p>平成 19年 3月 10日</p> <p>住 所 福島市杉妻町2-18</p> <p>届出義務者続柄 ←</p> <p>氏 名 医療法人 福島病院</p> <p>理事 会長 会津 若生</p> <p>医療法人 ○○病院 理事長之印</p> <p>↑</p> <p>「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、当該麻薬業務所の所在地を記載し、公印(病院長印など)又は公印に準ずるもの(麻薬専用印)を押印して差し支えありません。</p> <p>福島県知事 様</p> <p>麻薬所有者が届け出ること。届出者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所長(例えば、病院長、診療所長等)が届け出ても差し支えありません。</p>			

麻 薬 廃 棄 完 了 報 告 書

福島県知事 様

平成 年 月 日付け第 号をもって届出受理になった麻薬の廃棄については、
平成 年 月 日完了したので、立会者と連名のうえ報告します。

平成 年 月 日

麻薬業務所所在地

名 称

執 行 者

免許の種類

氏 名



立 会 者 法第50条の38の権限を有する職員

職 名

氏 名



立 会 者

職 名

氏 名



調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻 薬 業務所	所在地		
	名 称		
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日
			患者の氏名
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p style="text-align: center;">上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名(法人にあっては名称) 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">電 話</p> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">福島県知事 様</p>			

『記載例』

別記第19号様式(第十二条の三関係)

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第19-71F***号	免許年月日	平成 19年 1月 1日
免許の種類	麻薬管理者	氏 名	山 形 秋 夫
麻薬業務所	所在地	福島市杉妻町2-16	
	名称	医療法人 ふくしま病院	
廃棄した麻薬	品 名	数	廃棄年月日
	MSコンチン錠10mg	20T	18. 2.20
	MSコンチン錠30mg	18T	18. 2.27
	MSコンチン錠60mg 以下余白	2T	18. 3. 1
患者の氏名	〇〇〇〇 △△△△ 〇△〇△		
廃棄の方法	粉碎後、放流		
廃棄の理由	患者又は患者家族からの返却分につき		

上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。

平成 19年 3月 10日

住 所 福島市杉妻町2-18

氏 名 医療法人 福島病院



理事長 会津 若生
→→→→→→→→→→→→→→→→

医療法人
〇〇病院
理事長之印

↑

↑

「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、当該麻薬業務所の所在地を記載し、公印(病院長印など)又は公印に準ずるもの(麻薬専用印)を押印しても差し支えありません。

福島県知事 様

麻薬所有者が届け出ること。届出者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所長(例えば、病院長、診療所長等)が届け出ても差し支えありません。

麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

福島県知事 様

麻薬業務所 所在地
 名 称
 (届出義務者続柄)
 氏 名



麻薬を譲渡したので、麻薬及び向精神薬取締法第36条³/₄項の規定により、次のとおり
 お届けします。

免許証番号		免許年月日		
免許の種類				
譲渡した麻薬	品 名	単 位	数 量	
	品 名	単 位	数 量	
	品 名	単 位	数 量	
	品 名	単 位	数 量	
譲渡先	免許証番号			
	免許の種類			
	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
	氏 名			
	住 所			
譲渡年月日				
譲渡の理由				

『記載例』

麻 薬 譲 渡 届

平成 19年10月 5日

福島県知事 様


麻薬業務所 所在地 二本松市金色〇〇〇番地の△
 名称 あだち外科医院
 (届出義務者続柄) 本人
 氏名 安達 五郎



麻薬を譲渡したので、麻薬及び向精神薬取締法第36条 3/4 項の規定により、次のとおり
 お届けします。

免許証番号	第19-71C0**号	免許年月日	平成 19年 1月 1日			
免許の種類	麻薬施用者					
譲渡した麻薬	品名	単位	数量	品名	単位	数量
	リン酸コデイン散10%	g	23.5	塩酸モルヒネ注射液(10mg)	A	10
	アヘンチンキ	ml	25	塩酸ベチジン注射液(35mg)	A	12
	MSコンチン錠 10mg	錠	35	以下余白		
譲渡先	免許証番号	第19-71F***号				
	免許の種類	麻薬管理者				
	麻薬業務所	所在地	福島市杉妻町2-16			
		名称	医療法人 ふくしま病院			
	氏名	医療法人 ふくしま病院 理事長 会津 若生				
	住所	福島市杉妻町2-18				
譲渡年月日	平成 19年 10月 1日					
譲渡の理由	麻薬診療施設を廃止したため。(診療所を廃止したため。平成19年9月30日)					


麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	平成	年	月	日
麻薬の種類							
麻薬業務所	所在地						
	名称						
事故が生じた麻薬		品	名	数	量		
事故発生の状況 事故発生年月日 場所、事故の種類							
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">福島県知事 様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div>							

『記載例』

別記第18号様式(第十二条の二関係)

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第19-73F***号	免許年月日	平成 19年 1月 1日
麻薬の種類	麻薬管理者		
麻薬業務所	所在地	白河市昭和町〇〇〇△△△番地	
	名称	県南病院	
事故が生じた麻薬	品名	塩酸モルヒネ注射液(10mg)	数 量
			1A(1ml)
事故発生の状況 事故発生年月日 場所、事故の種類	平成〇年〇月〇日〇時〇分頃、△△において、〇〇医師の指示により、看護婦△△が患者:△△△の点滴に注入しようとしたところ、塩酸モルヒネ注射液(10mg)1mlを床に落下し割ってしまった。なお、薬液は回収できなかった。		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。		↑注射薬の場合、一部回収できたものについては、回収量と事故発生の経過を詳細に記載することにより、あらためて麻薬廃棄届又は調剤済麻薬廃棄届の提出の必要はありません。ただし、回収できたものについては、施用残の廃棄と同様、他の職員立会のもと廃棄してください。	
平成 19年 3月 3日			
住所		白河市昭和町〇〇〇△△△番地	
氏名		県南病院 埴 吾妻 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 当該医療機関の麻薬を管理する「麻薬管理者」(麻薬施用者)が届け出ること。 </div>			
福島県知事		様	

(注意) 麻薬を盗取された場合には、速やかに警察署に届け出ること。
 事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載し、届出の写しを保管しておくこと。
 事故で回収した麻薬は、麻薬廃棄届を提出のこと。＜流失、滅失等で回収不能の場合は事故届のみ＞

麻 薬 中 毒 者 診 断 届

年 月 日

福島県知事 様

病院又は診療所 所在地

名 称

住 所

氏 名



麻薬及び向精神薬取締法第58条の2第1項の規定により、麻薬中毒者について、次のとおり
お届けします。

氏名 (ふりがな)		男・女	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	日生 (歳)
住 所					
診断の年月日					
麻薬中毒の 症状の概要					
備 考					

『記載例』

麻 薬 中 毒 者 診 断 届

平成19年11月 1日

福島県知事 様

病院又は診療所 所在地 福島市杉妻町2-16

名 称 医療法人 ふくしま病院

住 所 福島市五老内町〇番△号

氏 名 川 俣 国 雄



麻薬及び向精神薬取締法第58条の2第1項の規定により、麻薬中毒者について、次のとおりお届けします。

(ふりがな) 氏 名	(やながわ く に) 梁 川 ク ニ	男・女	明治 夫正 昭和 平成	2年10月10日生 (80歳)
住 所	伊達郡桑折町字〇〇〇△△△番			
診断の年月日	平成 19年 10月 28日			
麻薬中毒の 症状の概要	中毒症状を具体的に記載 麻薬中毒者の概念等はP19の(参考)とおり			
備 考	〇〇癌末期患者			

麻 薬 中 毒 者 転 帰 届

年 月 日

福島県知事 様

病院又は診療所 所在地

名 称

氏 名



中 毒 者	住 所	
	氏 名	
中 毒 者 診 断 届 出 日 年 月 日		
病 名		
転 帰		
転 医 先		
帰 住 地		
施 用 麻 薬 量 品 名、数		
備 考		

『記載例』

麻 薬 受 払 等 届

(自10月1日 至9月30日)

平成19年10月15日

福島県知事

様

(免許の種類 麻薬管理 者)

(免許証番号 第19-71F****号)

所在地 福島市杉妻町2-16

名称 医療法人 ふうしま病院

氏名 山形 秋夫



麻薬業務所

医療機関の麻薬を管理する「麻薬管理者等」が届け出ること。→

第47条 年分の麻薬受払状況について、麻薬及び向精神薬取締法
 第48条 の規定により次のとおりお届けします。
 第49条

品名	期始在庫数量	受入数量	払出数量	期末在庫数量	備考
塩酸コカイン末	2.0g	0	2	0	*1 19.3.9付廃棄届により2g廃棄
リン酸コデイン末	5.0g	50	30	25	*2 10%散剤に予製
10%リン酸コデイン散	10.5g	300	290	20.5	*2 原末より予製
アヘンチンキ	7.0ml	25	24.2	8	*3 秤量誤差(+0.2ml)
MSコンチン錠 10mg	85 T	1200(36)	1296	25	*4 再利用36T
MSコンチン錠 20mg	65 T	700(28)	658	135	*4 再利用28T
MSコンチン錠 30mg	45 T	400(30)	372	103	*4 再利用20T
塩酸モルヒネ注射液 10mg	35 A	130	145	20	*5 事故届 19.8.8(1A落下破損流失)
塩酸ペチジン注射液 35mg	7 A	0	0	7	*6
以下余白	↑				
	前期末在庫数量を記載すること。				

(毎年11月30日まで保健所を経由して提出すること)(1部は手許に保存、2部提出すること)

- *1 廃棄届により廃棄した数量を備考欄に記載すること。調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載する必要はありません。
- *2 予製した状況を記載すること。
- *3 秤量誤差訂正している場合は、その内容を記載すること。
- *4 受入数量欄には、麻薬卸業者から譲り受けた麻薬の数量を記載し、()書きには、入院患者等から譲り受けた麻薬のうち再利用するものの数量のみを()書きで同欄に記載すること。なお、外来、入院患者等から受け入れて廃棄した数量は含めないこと。備考欄に再利用の状況を記載すること。
- *5 事故のあった麻薬については、その数量を事故届に記載してください。
- *6 1年間使用しなかった麻薬についても報告すること。また、届出期間中に麻薬を所有しなかった場合も「在庫・受払いなし」と記載すること。

麻 薬 受 払 等 届 訂 正 願

年 月 日

福島県知事 様

麻薬業務所 所在地：

麻薬業務所 名称：

氏 名：

免許番号：(施用・管理) 第 一 号



麻薬及び向精神薬取締法第47、48、49条の規定に基づき提出した平成 年麻薬年報

について、誤りがありましたので下記のとおり訂正くださるようお願いします。

1. 訂 正 事 項

品	名	期始在庫数量	受 入 数 量	払 出 数 量	期末在庫数量	備 考
正 誤						

2. 訂 正 の 理 由

『記載例』

麻 薬 受 払 等 届 訂 正 願

平成 19年 10月 30日

福島県知事 様

麻薬業務所 所在地：福島市杉妻町2-18

麻薬業務所 名称：医療法人 ふくしま病院

医療機関の麻薬を管理する「麻薬管理者等」が届け出ること。

→

氏 名：山 形 秋夫



免許番号：(施用・管理) 第19-71F****号

麻薬及び向精神薬取締法第47、48、49条の規定に基づき提出した平成17、18年麻薬年報について、誤りがありましたので下記のとおり訂正くださるようお願いいたします。

1. 訂 正 事 項

品 名	期始在庫数量	受 入 数 量	払 出 数 量	期末在庫数量	備 考
正誤 MSコンチン錠10m	132T	1000(42)	1063	111	平成17年度
	132T	1000(40)	1063	109	平成17年度
正誤 MSコンチン錠10m	111T	1100(32)	1158	85	平成18年度
	109T	1100(32)	1158	83	平成18年度
以下余白					↑
					複数年度にわたるときは、年度を記載すること。

2. 訂 正 の 理 由

帳簿の記載誤りのため。

平成17年〇月〇日に入院患者から返納のあった数量を帳簿に記載せず、返却された薬袋に入れて保管していた。平成17年度の受払届を提出する際に、在庫確認をし、薬袋に入ったMSコンチン10mg(ヒートシール入り2錠を発見した。

別記第16号様式(法第十二条関係)

麻 薬 譲 受 証			平 成	年	月	日
譲 受 人 の 免 許 番 号	譲 受 人 の 免 許 種 類					
譲受人の氏名(法人にあつては名称)						
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免 許 証 の 番 号	第 一 号	氏 名			
	所 在 地					
名 称						
品 名	容 量	箇 数	数	備	考	

『記載例』

別記第16号様式(法第十二条関係)

「印」は、法人の場合
は当該法人の代表者印
を押印するが、公印(病
院長印など)又は公印
に準ずるもの(麻薬専
用印)を押印しても差し
支えありません。

譲受人押印

譲受人が国、地方公共団体若しくは法人の場合
には、当該麻薬診療施設の長の氏名、職名、押
印によっても差し支えありません。 ↓

麻薬譲受証		平成 19年 3月 1日	
譲受人の免許番号	譲受人の免許種類	麻薬管理者	
譲受人の氏名(法人にあつては名称)	医療法人 ふくしま病院	理事長 会津 若生	印 ←
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第19-71F***号	氏名 山形 秋夫 印
	所在地	福島市杉妻町2-16	
麻薬業務所	名称	医療法人 ふくしま病院	
品名	容量	数量	備考
塩酸モルヒネ注射液 10mg	1ml×10A	5	50A
MSコンチン錠 30mg	100T	2	200T
以下余白			

第二章 向精神薬の取扱いについて

第1 分類

向精神薬は、その濫用の危険性と治療上の有用性により3種類に分類されています。

第1種向精神薬はメチルフェニデートなど8物質、第2種向精神薬はアモバルビタール、ペントバルビタールなど9物質、第3種向精神薬はジアゼパムなど63物質が指定されています。(平成18年11月現在)

第2 譲り受け(法第50条の16)

向精神薬を譲り受けすることができる相手は、次の方に限られます。

免許を受けた向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者<注> 薬局開設者及び医薬品一般販売業者は、特段の申出がない限り、向精神薬卸売業者となっています。>

そのほか、次の場合も譲り受けすることができます。

- 1 同一法人の他の病院・診療所から譲り受ける場合(左記以外の場合は、各病院、診療所間の向精神薬の貸し借りはできません。)
- 2 患者に交付したものの返却を受ける場合
- 3 臨床試験に用いる治験薬を登録を受けた向精神薬試験研究施設から譲り受ける場合

第3 譲り渡し(法第50条の16)

向精神薬を次の場合以外に譲り渡すことはできません。

- 1 患者に交付する場合
- 2 向精神薬卸売業者に返品する場合
- 3 同一法人の他の病院・診療所に渡す場合
- 4 治験薬を向精神薬試験研究施設(又はその施設と同一法人の向精神薬卸売業者)に戻す場合

※薬局で向精神薬を患者に交付する場合は、院外処方せんによらなければなりません。

第4 保管(法第50条の21)

譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。

- 1 病院・診療所の施設内に保管すること。
- 2 保管する場所は、医療従事者が常時出入りする等、注意をしている場合以外は「かぎ」をかけること。

※特に、メチルフェニデート、ペンタゾシン、トリアゾラム等の向精神薬については、特に盗難の頻度が高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

[具体例]

- ① 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口に「かぎ」をかけること。

日中、医療従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口に「かぎ」をかけること。

② ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合には、同様に、ロッカーや引き出しあるいはその部屋の出入口のいずれかに「かぎ」をかけること。

③ 病棟の看護詰め所に保管する場合で、常時、看護師等が必要な注意をしている場合以外は、向精神薬を保管するロッカーや引き出しに「かぎ」をかけること。

第5 廃棄(法第50条の21)

向精神薬の廃棄については、許可や届出の必要はありませんが、第1種及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。(第7 記録 参照)

向精神薬を廃棄するときは、焼却、酸、アルカリ等による分解、希釈、他の薬剤との混合等、回収が困難な方法によらなければなりません。

第6 事故(法第50条の22)

所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」(P73.74)により知事に届け出なければなりません。

なお、破損、汚染に係る事故については、届出の必要はありません。

* 盗難、強奪、脅取又は詐欺の場合には、下記以下の量であっても、知事に届け出ると共に警察にも届け出てください。(法施行規則第41条)

末、散剤、顆粒剤	100グラム(包)
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル(バイアル)
内用液剤	10容器

第7 記録(法第50条の23)

次の表に掲げる向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、2年間保存しなければなりません。(なお、第三種向精神薬については記録の必要はありません。)

- 1 向精神薬の品名(販売名)・数量
- 2 年月日
- 3 譲り受け又は譲り渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

[具体的な記録の方法]

- ① 麻薬帳簿と別に帳簿を用意し、上記事項を記録する。
- ② 向精神薬の記載された伝票を保存する。
(伝票に上記事項が記録されていれば、その伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。)

【注】

- ① 患者へ向精神薬を交付したとき、施用したとき、患者から向精神薬の返却を受けたとき、あるいは返却を受けたものを廃棄したときは、記録の必要はありません。(法施行規則第42条)
- ② 同一法人の病院・診療所との間で譲り受け又は譲り渡しがあった場合にも、記録する必要があります。
- ③ 譲り受け又は譲り渡しの相手方の本社の名称・所在地ではなく、必ず直接譲り受け、又は譲り渡した営業所の名称・所在地を記録してください。

第8 立入検査(法第50条の38)

立入検査を行う職員(麻薬取締官、麻薬取締員又はその他の職員)は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。

第9 その他の注意事項

[容器の記載] (法第50条の19)

病院、診療所が向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「向」が表示されています。

[製造、製剤、輸出、輸入] (法第50条の8、11、15)


- ① 製剤(予製剤を含む)する場合及び試験検査のために製剤する場合のほか、向精神薬を製造し、又は製剤することはできません。
- ② 向精神薬を輸出又は輸入することはできません。
- ③ 患者は、自己の疾病の治療の目的で1カ月分以内の量の向精神薬を携帯して出国又は入国することができます。

1カ月を超える量を携帯して出入国する場合には、これら向精神薬を携帯して輸入、輸出することが、自己の疾病治療のため特に必要であることを証する医師の書面が必要です。

譲渡・譲受等に関する記録が必要となる向精神薬
(第1種・第2種)

種	一般的名称	左欄に掲げる成分を含有する医薬品の名称
第 一 種	セコバルビタールナトリウム	<input type="checkbox"/> アイオナル・ナトリウム注200mg
	塩酸メチルフェニデート	<input type="checkbox"/> リタリン散1% <input type="checkbox"/> リタリン錠10mg
第 二 種	アモバルビタール	<input type="checkbox"/> イソミタール末
	塩酸プロプレノルフィン	<input type="checkbox"/> サルバン注0.2mg <input type="checkbox"/> サルバン注0.3mg <input type="checkbox"/> レペタン注0.2mg <input type="checkbox"/> レペタン注0.3mg <input type="checkbox"/> レペタン坐剤0.2mg <input type="checkbox"/> レペタン坐剤0.4mg
	フルニトラゼハム	<input type="checkbox"/> サイレース錠1mg <input type="checkbox"/> サイレース錠2mg <input type="checkbox"/> サイレース注2mg <input type="checkbox"/> ビビットエース錠1mg <input type="checkbox"/> ビビットエース錠2mg <input type="checkbox"/> フルトラス錠1mg <input type="checkbox"/> フルニトラゼハム錠1mg <input type="checkbox"/> フルニトラゼハム錠2mg <input type="checkbox"/> ロヒプノール錠1mg <input type="checkbox"/> ロヒプノール錠2mg <input type="checkbox"/> ロヒプノール注2mg
	ペンタゾシン	<input type="checkbox"/> ソセゴン錠25mg <input type="checkbox"/> ソセゴン注30mg <input type="checkbox"/> ソセゴン注15mg <input type="checkbox"/> トスハリール注30mg <input type="checkbox"/> トスハリール注15mg <input type="checkbox"/> ヘキサット注15mg <input type="checkbox"/> ペンタジン注30mg <input type="checkbox"/> ペンタジン注15mg <input type="checkbox"/> ペンタジン錠25mg <input type="checkbox"/> ヘルタゾン錠25mg
	ヘントバルビタールカルシウム	<input type="checkbox"/> ラホナ錠50mg
	ヘントバルビタールナトリウム	<input type="checkbox"/> ネンブタール注5%


向 精 神 薬 事 故 届

免許証(登録)証の番号	第 号	免許(登録) 年 月 日	年 月 日
免許証(登録)の種類			
向精神薬営業 所、向精神薬 試験研究施設 又は病院等	所在地		
	名 称		
事故が生じた向精神薬	品 名	数	量
事故発生の状況 事故発生年月日 場所、事故の種類			
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">福島県知事 様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div>			

『記載例』

別記第35号様式(第四十一関係)

向 精 神 薬 事 故 届

免許証(登録)証の番号		第 号	免許(登録) 年 月 日	年 月 日
免許証(登録)の種類				
向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等	所在地	白河市昭和町〇〇〇△△△番地		
	名称	県南病院		
事故が生じた向精神薬	品 名	数 量		
		ハルシオン 0.125mg	184T	
		ハルシオン 0.25mg	268T	
		リーゼ 5mg	1000T	
		以下余白		
事故発生の状況 事故発生年月日 場所、事故の種類	平成〇年〇月〇日〇時〇分頃、調剤室のガラス窓を壊しての侵入により、調剤室に鍵をかけて保管していた向精神薬の一部が持ち去られた。所轄の〇〇警察署に盗難届提出済み。			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。				
平成 19年 5月 6日				
住 所 白河市昭和町〇〇〇△△△番地				
氏 名 県南病院 埴 吾妻				
				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 当該医療機関を管理する管理者が届け出ること。 </div>				
福島県知事 様				

第三章 覚せい剤原料の取扱いについて

病院等において、医薬品である覚せい剤原料を、医師、歯科医師等が施用のために交付する場合や薬局の薬剤師が医師の処方せんに基づき調剤した医薬品である覚せい剤原料を譲り渡す場合には、覚せい剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません（**覚せい剤取締法**（以下「法」という。）第30条の2、法第30条の7、法第30条の9）。

第1 医薬品である覚せい剤原料

医薬品である覚せい剤原料とは、法第2条第5項に規定する覚せい剤原料を含有するもので、かつ、薬事法第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。

平成18年7月現在、薬事法第14項第1項に基づき医薬品の製造販売承認されているものには、次のものがあります。

法律の規定名	一般名	商品名	濃度規制	規定条項
1-フェニル-2-メチルピロピペリジン-1-オール	塩酸エフェドリン	「純正」エフェドリン	10%以下を覚せい剤原料から除く	法別表第1号
1-フェニル-2-ジメチルピロピペリジン-1-オール	dl-塩酸メチルエフェドリン	「純正」メチエフェドリン	10%以下を覚せい剤原料から除く	法別表第3号
N・α-ジメチル-N-2-プロピルピペリジン	塩酸セレギリン	エブピー錠2.5 セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「アメル」		覚せい剤原料を指定する政令第1号

※覚せい剤原料を指定する政令第2号に指定の覚せい剤原料である「エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）」を含有する医薬品が販売されていますが、いずれも含有が50%以下であるため、覚せい剤原料から除外されています。

第2 譲受・譲渡

1 譲受(法第30条の9第2号)

次の(1)～(3)の者は、その業務のため、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者（以下「覚せい剤原料取扱者等」という。）から医薬品である覚せい剤原料を譲り受けることができます。

(1) 病院若しくは診療所の開設者（往診医師等を含む。）

※「往診医師等」とは、医療法第5条第1項に規定する公衆又は特定多数人のために往診のみによって診療に従事する医師又は歯科医師をいう。

(2) 飼育動物診療施設の開設者（往診医師等を含む。）

※「往診医師等」とは、獣医療法第7条第1項に規定する往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者をいう。

(3) 薬局開設者

2 譲渡(法第30条の9第3号)

次の(1)～(3)を除いて、譲り渡しできません。

(1) 医師等により交付する場合

病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等、又は飼育動物の診療に従事する獣医師は、施用のため医薬品である覚せい剤原料を交付することができます。

(2) 開設者により譲渡する場合

薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者は、医師、歯科医師又は、獣医師の処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に譲り渡すことができます。

(3) 業務廃止等に伴い譲渡する場合（法第30条の15第2項）

業務を廃止し、その所有する医薬品である覚せい剤原料を業務廃止の事由が発生した日から30日以内に、法第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡すことができます。（P83 第10 業務廃止等の項参照）

※1 覚せい剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品である覚せい剤原料が不良であったり、不用となった場合に、返品、交換をしたり、他の者に譲り渡すこと等はできません。廃棄手続きを取ってください。

（P81 第8 廃棄届の項参照）

※2 同一法人の病院等間でも譲渡・譲受はできません。

※3 譲渡人は、譲渡人が覚せい剤原料取扱者等の指定を受けている者であることを必ず確認してください。

※4 業務廃止等の際、覚せい剤原料を譲渡するにあたっては、相手方が覚せい剤原料の取扱いができる者であることを必ず確認してください。

法人化や開設者変更等による廃止の場合も該当します。

3 譲渡証・譲受証(法第30条の10)

(1) 譲渡証・譲受証の交付

① 病院若しくは診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者等

(第2 譲渡・譲受 1 (1) ~ (3) に記載する者) が医薬品である覚せい剤原料を覚せい剤原料取扱者等から譲り受ける場合、

- ・あらかじめ「覚せい剤原料譲受証 (別記1 様式 P86.87) (以下「譲受証」という。) を、譲渡人である覚せい剤原料取扱者等に交付するか、
- ・譲受証と引き換えに「覚せい剤原料譲渡証 (別記2 様式 P88.89) (以下「譲渡証」という。) と医薬品である覚せい剤原料を譲り受けるかしなければなりません。

② 離島、へき地など特別な理由がある場合には、郵送で差し支えありませんが、郵送の事実を立証できる書留郵便などを利用してください。

③ 第2 譲渡・譲受 2 (1) 及び (2) の場合は、譲渡人に対する譲渡証の交付、譲受人からの譲受証の交付を受ける必要はありません。

(2) 譲渡証・譲受証の保存期間

譲渡証 (譲受証) の交付を受けた者は、譲受 (譲渡) の日から2年間、これを保存しなければなりません。

(3) 譲渡証・譲受証の (確認) 要領

	譲 渡 証	譲 受 証
譲渡・譲受年月日欄	出 庫 年 月 日	注 文 年 月 日
住所・氏名欄	*当該指定にかかる業務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、押印 *業務廃止等に伴い譲渡する場合は、開設者の氏名を記載し、押印	*病院等、薬局の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印 *往診のみを行う獣医師はその住所及び氏名を記載し、押印
指定の種類及び番号欄	*「覚せい剤原料取扱者」等と指定証に記載された資格の種類 *譲渡人の当該指定証の番号 *業務廃止等に伴い譲渡する場合には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別	
品 名 欄	*日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称 *その他の医薬品は、一般的名称又は商品名	
使用目的及び備考欄	業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務停止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載	使用目的等を具体的に記載 例：調剤のため

※1 開設者名 (代表者名) を記載し、開設者の印を押印することとなりますが、開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該施設の名称、当該施設の長の職名、氏名を、住所は当該施設の所在地を記載し、公印 (病院長印) 又は公印に準ずるもの (覚せい剤原料専用印) を押印しても差し支えありません。

※2 麻薬専用印と併用しても差し支えありませんが、「麻薬」と文字が入った印は使用できません。

(4) その他

- ① 業務廃止等に伴い医薬品である覚せい剤原料を譲渡（受）する場合（第10 業務廃止等の項参照）にあっても、当該譲渡（受）証の交付は必要です。
- ② 譲受人が医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等記載事項と現品と照合し確認してください。
- ③ 譲受（渡）証の作成は、取扱責任者を選任して行ってください。
- ④ 譲受（渡）証用紙に印のみを押して相手方に先渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行ってはいけません。

第3 所持(法第30条の7)

次の(1)～(4)の者は、医薬品である覚せい剤原料を所持することができます。

- (1) 病院、診療所の場合（その業務のため、医薬品である覚せい剤原料を所持する場合に限る。）
 - ①開設者
 - ②往診医師等
 - ③医師、歯科医師
 - ④薬剤師
 - ⑤管理者
 - ⑥上記の者の業務上の補助者（看護婦、事務職員等）
- (2) 薬局の場合（医師、歯科医師又は獣医師の処方せんにより調剤した医薬品である覚せい剤原料及び調剤のために使用する医薬品である覚せい剤原料を所持する場合に限る。）
 - ①開設者
 - ②薬剤師
 - ③上記の者の業務上の補助者
- (3) 飼育動物診療施設の場合（その業務のため、医薬品である覚せい剤原料を所持する場合に限る。）
 - ①開設者（往診によってのみ診療業務を行う獣医師を含む）
 - ②獣医師
 - ③管理者
 - ④上記の者の補助者
- (4) 患者及びその看護に当たる者の場合
 - ①医師、歯科医師又は往診医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者
 - ②医師、歯科医師又は往診医師から処方せんの交付を受け、当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者
 - ③上記の者の看護に当たる者

第4 使用(法第30条の11)

(1) 次の者は、その業務のため医薬品である覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用することができます。

- ①病院、診療所において診療に従事する医師、歯科医師
- ②往診医師等
- ③病院、診療所の開設者
- ④薬局、病院若しくは診療所において調剤に従事する薬剤師
- ⑤飼育動物の診療に従事する獣医師（飼育動物診療施設の開設者（往診のみによって診療業務を行う獣医師を含む）及び飼育動物診療施設の管理者に雇用されている獣医師に限る）

(2) 次の者も医薬品である覚せい剤原料を施用することができます。

- ①病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者
- ②医師、歯科医師又は獣医師の処方せんを受けた者が当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けた場合

※1 病院等において、学術研究の目的で覚せい剤原料（医薬品であるか否かを問わない）を使用する場合、都道府県知事から覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者の指定を受ける必要があります。

※2 病院等の資格で購入した医薬品である覚せい剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。

第5 保管

1 保管の管理と保管場所(法第30条の12)

医薬品である覚せい剤原料については、

- ①病院又は診療所にあつては、その管理者がその病院又は診療所
- ②往診医師等にあつては、その住所
- ③飼育動物診療施設にあつては、その獣医師管理者がその施設
- ④往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつてはその住所において、それぞれ保管しなければなりません。

2 保管設備

(1) 医薬品である覚せい剤原料の保管は、かぎをかけた場所において行わなければならない。

かぎをかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。

(2) ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次のことを遵守してください。

①保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠が付いていること。

②保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等により固定すること。

③保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること。

※1 病院等の病棟で保管する場合も同様な保管設備が必要です。

※2 保管庫は、覚せい剤原料専用とすることが望ましい。ただし、専用保管庫でない場合には、他のものと区別して保管し、医薬品である覚せい剤原料と他のものと間違えるなどの事故に十分気をつけてください。

※3 麻薬保管庫には一緒に保管できません。

第6 管理

(1) 医薬品である覚せい剤原料の取扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、施設内に取扱責任者を定めることが望まれます。

(2) 取扱責任者は、当該施設内における医薬品である覚せい剤原料の受入・保管・払い出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場にある者を当ててください。

(3) 取扱責任者は、医薬品である覚せい剤原料に関する次に掲げる実務を責任をもって行ってください。

①受入れ（覚せい剤原料取扱者等からの譲り受け）

②払出し（**第2 譲受・譲渡 2（1）（2）**の場合の譲り渡し及び業務停止等に伴う譲り渡し）

③保管（保管場所での保管、定期的な保管場所への巡回等）

④保管設備の鍵の管理

⑤法定書類（譲渡（受）証、帳簿）の作成及び保管

⑥廃棄や事故に関する届出等

第7 記録

医薬品である覚せい剤原料の移動、所在を明確にするとともに、事故等の発生を未然に防止し、管理の徹底をはかるため、施設ごとに、帳簿（別記3様式 P102）を備え次の事項を記載することが望ましい。

- (1) 譲り渡し、譲り受けた医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日。

譲り渡しを受けた年月日は、譲渡証に記載された年月日を記入し、譲渡証の年月日と実際の受入れ年月日が異なる場合には、備考欄に当該覚せい剤原料を受け取った年月日を記入してください。

- (2) 事故の届出をした医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日

年月日は、事故が発生した年月日又は事故を発見した年月日を記載し、数量は、払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。また、事故届の年月日を備考欄に記載してください。

なお、事故の届出をした覚せい剤原料を発見した場合、発見年月日、受入れ欄に発見した数量をそれぞれ記入したうえ、その数量を残高に加え、備考欄に事故の年月日を記入してください。

- (3) 廃棄した医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日

数量は払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。

なお、備考欄に廃棄の年月日を記入してください。

※1 品名及び容器の容量ごとに口座を別にして記載してください。

※2 当該帳簿は最終記載の日から2年間、病院等当該施設に保存するようにしてください。

第8 廃棄届(法第30条の13)

- (1) 病院若しくは診療所の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料を廃棄しようとするときには、「覚せい剤原料廃棄届出書（別記4様式 P90.91）」により当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所所在地の都道府県知事に届け出て、覚せい剤監視員の立会の下で廃棄しなければなりません。

なお、この際、当該監視員の身分を示す証票の提示を求めて相手方を確認してください。

- (2) 入院患者の死亡や処方変更等により病棟に残存された医薬品である覚せい剤原料や調剤中に発生した残り（例：1錠を半分に割り残った半錠）についても、

病院等の開設者が「覚せい剤原料廃棄届出書」を提出し、覚せい剤監視員の立会の下で廃棄してください。

(3) 外来患者やその家族等が、不用となった医薬品である覚せい剤原料を持参した場合には、譲り受けることはできませんので、持参した者自らが廃棄するよう指導してください。その際に、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは差し支えありません。

(4) 他の病院等で交付を受けた医薬品である覚せい剤原料を持参し入院した場合患者又はその患者等が管理し継続して施用する場合は問題ありません。しかし、当該患者が、処方変更等により施用を中止する場合は、患者又はその家族等の責任の下で管理してもらうか、又は廃棄するよう指導してください。

患者が持参した医薬品である覚せい剤原料を患者から譲り受けることはできませんが、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは差し支えありません。

※1 開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの（覚せい剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

※2 届出者が死亡、解散などした場合、相続人、清算人などが届け出るようになります。

第9 事故届

病院の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設の開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、すみやかに、「覚せい剤原料事故届出書（別記5様式 P94.95）」により当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

盗難等の場合には、必ず、所轄の警察署へも届け出てください。

※ 開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印（病院長印等）又は公印に準じるもの（覚せい剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

第10 業務廃止届

1 所有数量報告(法第30条の15第1項)

次の(1)～(2)に掲げる場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に「業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書(別記6様式 P96.97)」により当該事由が生じた際にその者が所有し、又は所持していた「医薬品である覚せい剤原料」の品名及び数量を報告しなければなりません。

なお、現に覚せい剤原料がない場合にあっても、不法所持に至らしめぬように覚せい剤原料を所持していないことを行政で確認する必要があるので、その旨を報告してください。

(1) 病院、診療所の開設者

病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第29条第1項(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定によりその病院若しくは診療所の開設の許可を取り消されたとき。又は往診医師等がその診療業務を廃止したとき。

(2) 飼育動物診療施設の開設者

飼育動物診療施設の開設者がその施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき。

※ 国又は地方公共団体の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者(管理者がいない場合には開設者の指定する職員)が、国又は地方公共団体の開設する飼育動物診療施設にあつては、その獣医師管理者が、都道府県知事に報告してください。

2 譲渡報告(法第30条の15第2項)

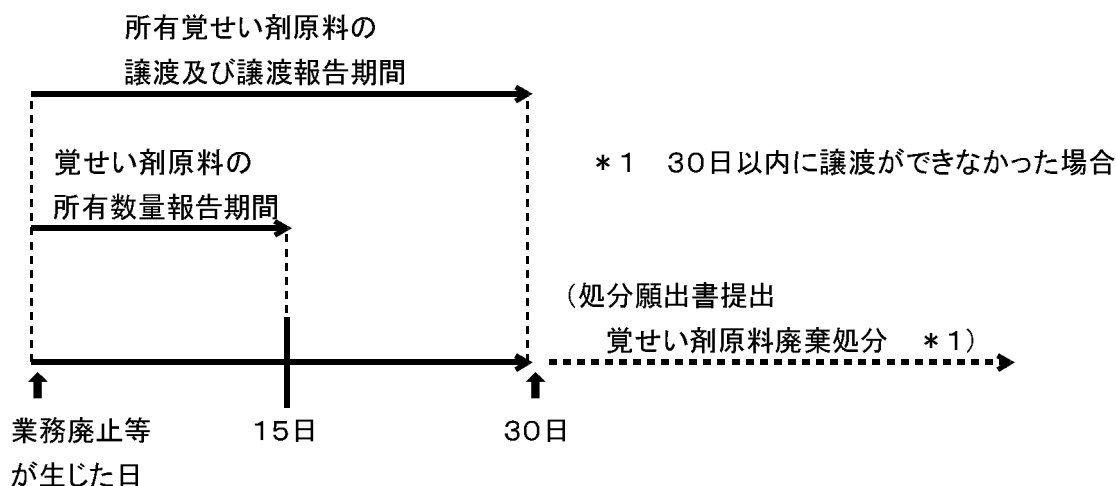
第10 業務廃止届 1において、所有数量報告をしなければならない者は、所有し又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を、**第10 業務廃止届** 1(1)～(2)の事由が生じた日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者(覚せい剤原料取扱者、病院又は診療所の開設者、薬局開設者等)に譲り渡すことができます。

なお、譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書(別記7様式 P98.99)」により都道府県知事に報告しなければなりません。

譲り渡す際、相手方の資格をあらかじめ確認し、この譲渡・譲受についても譲渡証及び譲受証の交換を行う必要があります。

3 廃棄処分(法第30条の15第3項)

第10 業務廃止届 2において、30日以内に所有し又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を譲り渡すことができなかつた場合には、その者は、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書(別記8様式 P100.101)」により都道府県知事に願い出て、すみやかに覚せい剤監視員の立会を求め、その指示を受けて医薬品である覚せい剤原料につき廃棄その他の処分をしなければなりません。



第11 立入検査(法第32条第2項)

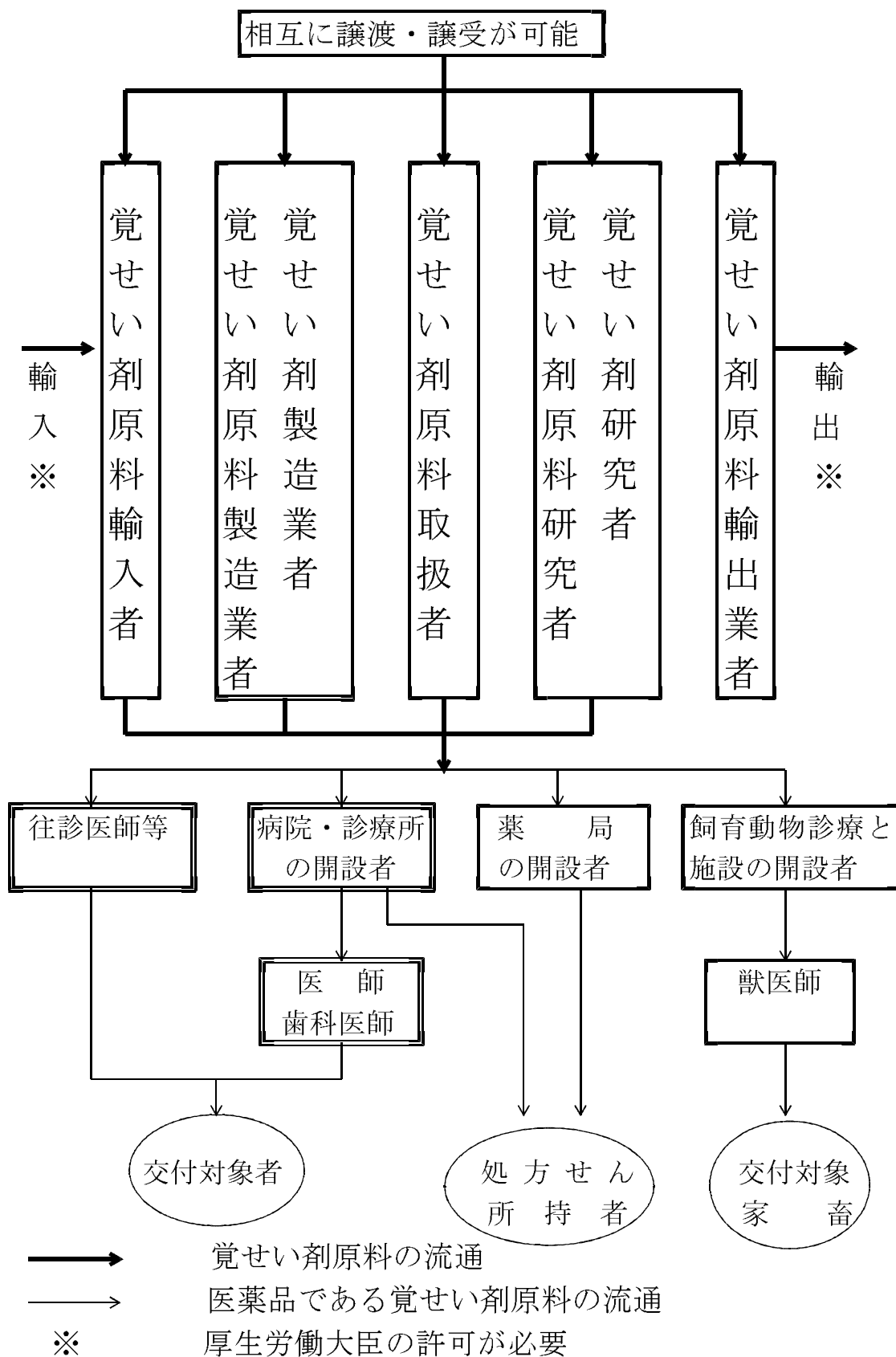
- (1) 立入検査は、覚せい剤原料の取締上必要があるときに行われ、犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の記述をした場合には処罰されることがあります。(法第42条の2第8号)。

第12 その他

福島県における覚せい剤原料に関する届出等の受理は、保健所で取り扱っています。手続き等でわからない点がありましたら、保健所または県保健福祉部健康衛生領域薬務グループ(電話 024-521-7233)にお尋ねください。

保健所一覧(p28)を参照

覚せい剤原料の流通経路(覚せい剤取締法)



覚 せ い 剤 原 料 譲 受 証

平成 年 月 日

譲受年月日

譲 受 人

住 所

氏 名



指定の種類及び番号

譲渡人	住 所				
	氏 名				
使用の目的					
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲受人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、
その他にあっては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

『記載例』

別記1号様式

(規則別記10号様式の3)

覚 せ い 剤 原 料 譲 受 証

平成19年10月 1日


譲受年月日

譲 受 人

「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、公印(病院長印など)又は公印に準ずるもの(覚せい剤原料専用印)を押印しても差し支えありません。

① 医療機関の所在地を記載すること。→
② 医療機関名を記載すること。→
③ 開設者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載のこと。→

住 所 喜多方市〇〇町△△番地 ↓押印
喜多方西病院

氏 名 医療法人 芦名会津病院 
理事長 磐梯 苗代

指定の種類及び番号

↑ 譲受人が国、地方公共団体若しくは法人の場合には、当該施設の長の職名、氏名を記載し、上記印を、押印しても差し支えありません。

譲渡人	住 所	会津若松市△△町〇〇番地			
	氏 名	株式会社 郡山卸薬品 代表取締役 桑野 開成 (株式会社 郡山卸薬品 会津営業所 所長 〇〇△△)			
使用の目的	調剤のため。				
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考	
エフピー錠 2.5	100錠	1箱	100錠		
セレギリン塩酸塩錠2.5mg「アメル」	100錠	1箱	100錠		
エフピーOD錠 2.5	100錠	1箱	100錠		
以下余白					

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲受人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあっては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

別記2号様式

(規則別記10号様式の2)

覚 せ い 剤 原 料 譲 渡 証

譲渡年月日

平成 年 月 日

譲 渡 人

住 所

氏 名



指定の種類及び番号

譲受人	住 所				
	氏 名				
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあつては、日本薬局方に定められた名称を、
その他にあつては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

『記載例』

別記2号様式

(規則別記10号様式の2)

覚せい剤原料譲渡証


譲渡年月日

平成19年10月 2日

譲渡人

「印」は、法人の場合は当該法人の代表者印を押印するが、公印(当該施設長印など)又は公印に準ずるもの(覚せい剤原料専用印)を押印しても差し支えありません。 押印

① 営業所の所在地を記載すること。→
② 営業所名を記載すること。→
② 開設者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載のこと。→

住所 会津若松市△△町〇〇番地
(株式会社郡山卸薬品会津営業所) ↓
氏名 株式会社 郡山卸薬品 
→ 代表取締役社長 桑野 開成

指定の種類及び番号 覚せい剤原料 19-〇〇
取扱者

▲ 譲受人が法人の場合には、当該施設の長の職名、氏名を記載し、上記を押印しても差し支えありません。

譲受人	住所	喜多方市〇〇町△△番地			
	氏名	医療法人 芦名会津病院 理事長 磐梯 苗代 (喜多方西病院)			
品名	容量	個数	数量	備考	
エプピー錠 2.5	100錠	1箱	100錠		
セレギリン塩酸塩錠2.5mg「アメル」	100錠	1箱	100錠		
エプピーOD錠 2.5	100錠	1箱	100錠		
以下余白					

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあっては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

覚せい剤原料廃棄届出書

覚せい剤取締法第30条の13の規定により覚せい剤原料の廃棄を届出ます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



福島県知事

様

廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量	
廃棄の日時	
廃棄の場所	
廃棄の事由	
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 申請が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及び数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。


『記載例』

別記4様式(規則別記第11号様式の2)

覚せい剤原料廃棄届出書

覚せい剤取締法第30条の13の規定により覚せい剤原料の廃棄を届出ます。

平成19年 11月20日

- ① 医療機関の所在地を記入すること。→ 住 所 福島市杉妻町○番△号
- ② 医療機関名を記載すること。→ ふくしま病院
- ③ 開設者が法人の場合は、法人名と
代表者名を記載のこと。→ 氏 名 医療法人 ふくしま病院
- 理事長 会津 若生  ↑

覚せい剤原料所有者が届け出ること。届出者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該施設長(例えば、病院長、診療所長等)が届け出ても差し支えありません。

「印」は、法人の場合は当該法人の印を押印するが、公印(病院長印など)又は公印に準ずるもの(覚せい剤原料専用印)を押印して差し支えありません。

福島県知事 様

廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量	塩酸セレギリン錠 2.5mg 78錠	
廃棄の日時	平成 年 月 日 ←空欄のまま	保健所に連絡し廃棄日を打ち合わせる。廃棄は、保健所担当者の立会の下で実施することとなる。
廃棄の場所	医療法人 ふくしま病院 薬剤部内	
廃棄の事由	期限切れのため	
参考事項	廃棄方法:粉砕後、放流	

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 申請が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及び数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

覚せい剤(覚せい剤原料)廃棄完了報告書

福島県知事 様

平成 年 月 日付け第 号を持って届出受理になった覚せい剤(覚せい剤原料)の
廃棄については、平成 年 月 日完了したので、立会者と連名のうえ報告します。

平成 年 月 日

業務所名 所在地
名称

執行者
住所
氏名



立会者 覚せい剤監視員
職名
氏名



『記載例』

覚せい剤(覚せい剤原料)廃棄完了報告書


福島県知事 様

平成19年11月20日付け第△■□号を持って届出受理になった覚せい剤(覚せい剤原料)の
廃棄については、平成19年11月24日完了したので、立会者と連名のうえ報告します。


平成19年11月24日

業務所名	所在地	福島市杉妻町○番△号
	名称	ふくしま病院

執 行 者

住 所	福島市杉妻町○番△号	ふくしま病院	薬局長
氏 名	山 形 秋 夫		

立 会 者

	覚せい剤監視員	
職 名	県北保健所 主任薬剤技師	
氏 名	原 町 奈美恵	

覚せい剤原料事故届出書

覚せい剤取締法第30条の14の規定により、覚せい剤原料の事故を届け出ます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



福島県知事

様

業 態		
業 務 所	所在地	
	名 称	
事故発生年月日		
事故発生場所		
品 名	数 量	事 故 の 状 況
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には、当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

『記載例』

別記5号様式

(法第30条の14関係)

覚せい剤原料事故届出書

覚せい剤取締法第30条の14の規定により、覚せい剤原料の事故を届け出ます。

平成19年 7月20日

住 所 福島市杉妻町〇番△号

氏 名 医療法人 ふくしま病院

理事長 会津 若生



↑

覚せい剤原料所有者が届け出ること。届出者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該施設長(例えば、病院長、診療所長等)が届け出ても差し支えありません。

↑

「印」は、法人の場合は当該法人の印を押印するが、公印(病院長印など)又は公印に準ずるもの(覚せい剤原料専用印)を押印して差し支えありません。

福島県知事

様

業 態	病院	
業 務 所	所在地	福島市杉妻町〇番△号
	名 称	ふくしま病院
事故発生年月日	平成19年 7月19日	
事故発生場所	当該病院薬剤部内	
品 名	数 量	事 故 の 状 況
参 考 事 項	塩酸セレギリン錠 2.5mg 1錠	7月19日 午後3時30分 当該病院薬剤部において、〇△薬剤師が調剤中、錠剤を落下し、踏んづけてしまった。回収した錠剤については、7月20日付けで「廃棄届」を提出
		↑回収がある場合は「覚せい剤原料廃棄届」を提出すること。 ↑覚せい剤原料を盗取された場合は、速やかに警察署にも届け出ること。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には、当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の所有数量について、覚せい剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

平成 年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名



福島県知事

様

業 態		
業務所	所在地	
	名 称	
品 名	数 量	
報告の事由及びその事由の発生年月日		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

『記載例』

別記6号様式(法第30条の15関係)

業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の所有数量について、覚せい剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

平成 19年 12月 2日

住 所 田村郡小野町〇〇字△□□〇番地

「覚せい剤原料取扱者が死亡による届出の場合は、届出義務者が届出を行うこと。例：妻、長男」 →

報告義務者続柄 本人

氏 名 本郷 小町



福島県知事 様

業 態	診療所	
業務所	所在地	田村郡小野町〇〇字△□□〇番地
	名 称	こまち内科医院
品 名	数 量	
塩酸セレギリン錠 2.5mg	30錠	
報告の事由及びその事由の発生年月日	診療所を廃止したため。(平成19年11月30日) ←廃止した場合は、現在量がない場合も「在庫なし」で報告してください。	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の譲渡について、覚せい剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

平成 年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名



福島県知事

様

業 態				
業務所	所在地			
	名 称			
品 名	数 量	譲受人住所・氏名	法第30条の7による区分及び業種名	指 定 証 の 番 号
報告の事由及びその事由の発生年月日				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

『記載例』

別記7号様式

(法第30条の15関係)

業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の譲渡について、覚せい剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

平成 19年10月 2日

住 所 二本松市金色〇〇〇番地の△

報告義務者続柄 本人

氏 名 安達 五郎



譲渡に際しては、必ず、「譲受証」、「譲渡証」の交換を行うこと。

福島県知事

様

業 態		診療所			
業務所	所在地	二本松市金色〇〇〇番地の△			
	名 称	あだち外科医院			
品 名	数 量	譲受人住所・氏名	法第30条の7による区分及び業種名	指 定 証 の 番 号	
塩酸セレギリン錠 2.5mg	12	福島県杉妻町2-1 8医療法人 ふくしま 病院 理事長 会津 若生	病院		
報告の事由及び その事由の発生 年月日	診療所を廃止したため。平成19年9月30日 譲渡年月日 平成19年10月1日				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の処分について、覚せい剤取締法第30条の15第3項の規定により、報告します。

平成 年 月 日

住 所
報告義務者続柄
氏 名



福島県知事 様

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名	数 量		
報告の事由及び その事由の発生 年月日			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

『記載例』

別記8号様式(法第30条の15関係)

業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の処分について、覚せい剤取締法第30条の15第3項の規定により、報告します。

平成 19年 8月 1日

住 所 田村郡小野町〇〇字△□□〇番地

・覚せい剤原料取扱者が死亡による届出の場合は、届出義務者が届出を行うこと。例:妻、長男



報告義務者続柄 本人

氏 名 本郷 小町



福島県知事

様

保健所に連絡し廃棄日を打ち合わせること。廃棄は、保健所担当者の立会の下で実施することとなる。

業 態	診療所	
業務所	所在地	田村郡小野町〇〇字△□□〇番地
	名 称	こまち内科医院
品 名	塩酸セレギリン錠 2.5mg	数 量
		30錠
報告の事由及びその事由の発生年月日	診療所を廃止(平成19年6月30日)したが、30日以内に法に規定する者に譲渡ができなかったため。	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

麻薬・向精神薬・覚せい剤原料の取り扱いに関するQ & A

【麻薬】

Q1. 一度麻薬施用者免許を受けた者が、有効期限後引き続き継続して麻薬施用免許を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

- A. 継続して麻薬免許取得するには、新規免許申請と同じ手続きが必要です。
本県では、継続申請の該当者に対し、保健所から免許が切れる年の10月頃に「申請手続きについて」通知していますので、これに従ってください。
また、詳細は、管轄する保健所にお問い合わせください。

Q2. 「麻薬施用者」と「麻薬管理者」が同一人物である場合、免許申請あるいは継続（更新）時において、一方の「精神病患者、麻薬中毒者又は覚せい剤中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を省略することは可能ですか。

- A. 省略することはできません。
しかしながら、麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬施用者免許証」と「麻薬管理者免許証」の申請が同時になされる場合には、一方に添付する医師の診断書（原本）は、他方に副本が付されており、原本と突合がなされるのであれば、写しであっても差し支えありません。

Q3. 私はある病院で麻薬施用者の免許を受けておりますが、近く関係のある同一県内の他の2カ所の医療機関で週1日ずつ診療に従事することになりました。この場合、同時に2カ所を「従として診療に従事する麻薬診療施設として」申請することができますか。

- A. 申請ではなく、現在の免許証の記載事項変更届の手続きにより、「従たる施設」の追加届を事後15日以内に県知事に届けてください。
なお、「従として診療に従事する麻薬診療施設」には、麻薬管理者が設置されていないければなりませんので、確認してください。（麻薬管理者の免許取得者がいるか確認）
麻薬管理者が設置されていない場合は、事前に当該施設における麻薬管理者の設置を（免許申請）を行うよう関係者に指導してください。

Q4. 免許申請時、麻向法第3条第3項第2号の規定による欠格事項「罰金以上の刑に処せられ・・・」に関して、罰金は適用法如何を問わないとされていますが、公職選挙法、道路交通法は除かれるのですか。

- A. 除かれませんが。
麻向法第3条第3項第2号の規定は、死刑、懲役、禁錮及び罰金を意味し、違反に係る法令を問わないという趣旨です。この規定は、相対的欠格事由が存在する場合、免許の付与の可否は、厚生労働大臣や都道府県知事の裁量行為であることを規定したものです。
なお、道路交通法の反則金は、罰金ではありません。

※麻向法：麻薬及び向精神薬取締法

Q5. 私は県内の病院に勤務し、そこで麻薬施用者免許を受けた医師ですが、このたび、隣の県のある病院でも診療業務を行うことになりました。この場合、事後15日以内に免許証の記載事項変更の手続きをすればいいのですか。

- A. 新たに隣県知事に対して、麻薬免許申請を行ってください。
免許証の記載事項の変更によって処理されるのは、診療施設が同一都道府県の区域内にある場合に限られます。設問の場合は、同一県ではないので、各々の県で麻薬免許を受ける必要があります。

Q6. 私は病院に勤務している医師（麻薬施用者）ですが、病院勤務をやめて開業したいと思っています。麻薬施用者の免許も必要なのですが、どのような手続きをすればいいのですか。

- A. 新たに開設する診療施設が現在勤務している病院と同一都道府県内にあるか否かによって手続きは異なります。
① 同一都道府県であれば、免許証の記載事項変更届を提出してください。現在あなたが受けている麻薬施用者免許証では勤務先の病院が業務所となっていますので、それをあなたが開設する診療施設に変更する必要があります。
② 同一都道府県以外であれば、免許証を添えて業務廃止届を行い、新たに開設する診療施設を管轄する都道府県知事に免許を申請しなければなりません。

Q7. 私は父の開設する診療所に勤務する麻薬施用者ですが、父が死亡したので、その相続人である私が診療所を引き継ぐことになりました。診療所の保有麻薬についてどのような手続きが必要ですか。

- A. この場合、あなたは麻向法第36条第4項にいう相続人であり、まず同条第1項の届出義務者として、御尊父様が死亡してから15日以内に①「麻薬現在量届」により保有麻薬の品名及び数量の届けをし、同時に御尊父様が麻薬免許（施用・管理者）を受けていたならば、②「業務廃止届」を提出しなければなりません。
さらに、同条第2項の規定により、新たな開設者であるあなた自身にその麻薬を譲り渡したことになりますので、第3項の規定により、相続人として麻薬の③「譲渡届」が必要です。この場合譲受人はもちろんあなた自身となります。

Q8. 個人開設の診療所を法人開設に変更する場合、麻薬関係ではどのような手続きが必要でしょうか。

- A. 次の手続きを行ってください。
(1) 免許の手続き
①麻薬施用者免許
免許証記載事項に変更（業務所の名称の変更）があれば、免許証の記載事項の変更届を提出してください。なお、記載事項に変更がない場合は手続きは不要です。
②麻薬管理者の免許
業務廃止の手続きを行い、併せて、新たな法人開設診療施設での麻薬管理者の免許申請を行ってください。
③麻薬の移動
変更した際に麻薬を所有している場合には、15日以内にその所有する麻薬の品名数量を「麻薬現在量届」により提出してください。
さらに、旧開設の個人から法人へ麻薬を譲渡するため、「譲渡届」の提出が必要となります。
麻薬業務所である医療施設を移転開設する場合も同様な手続きが必要となります。（旧業務所と移転先の新業務所の開設者は別人格とみなしますので、同様な手続きが必要となります。）

また、所有している医薬品によっては、向精神薬・覚せい剤原料等に関する手続き等が必要な場合があり、手続きや処理を円滑に行うため、事前に管轄保健所にご相談ください。

Q9. 麻薬施用者の免許証を紛失したので、免許証の再交付を受けましたが、後日紛失していた免許証を発見しました。どのような手続きが必要ですか。

- A. 免許証の再交付を受けた後に、紛失した免許証を発見した場合は、15日以内に「免許証返納届」とともに発見した免許証を返納してください。

Q10. 当病院において、前任の麻薬管理者が退職し、若しくは転任した場合で、後任者の発令が遅れ、あるいは、その着任が遅れるような際にはどのように対応したらいいでしょうか。

- A. 単に着任が遅れている場合は、あらかじめ当該者の免許申請をしてください。
辞令の発令が遅れている場合は、早急に次席者など適任者を麻薬管理者するよう検討し、当該者の免許申請をしてください。

Q11. 当医療機関は県境に近いので、調剤用の医薬品は隣県の医薬品卸売業者から購入しています。麻薬についてもこの業者から仕入れてよろしいですか。

- A. 隣県に所在する麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けることはできません。
麻薬の譲受けは、麻薬業務所が所在する都道府県内の麻薬卸売業者に限られております。

Q12. 麻薬を施用しなければならない患者が急に来院しましたが、麻薬の在庫がない場合、近くの医療機関から借りて施用することはできますか。

- A. できません。
麻薬診療施設においては、開設者が施用のため交付される麻薬を患者に譲り渡す場合のほか、麻薬を譲り渡すことはできません。
麻薬の貸借は麻薬を不正に譲渡・譲受したことになります。

Q13. 麻薬を購入する際には、あらかじめ譲受証を麻薬卸売業者に交付するか、または現品と引き替えに麻薬譲受証を交付することとされていますが、現品を受領した後に交付すべきものではないでしょうか。

- A. 麻向法では、麻薬譲受証は単なる物の受領証ではなく、注文書の意味もあり麻薬卸売業者にとっては、この注文書の提出を受けることが麻薬を譲渡する法定事項とされています。
従って、麻薬譲受証は現品の受渡に先立って、又は現品と引き替えに相手方に交付しなければなりません。
また、注文する際は、麻薬卸業者と注文の行き違いがないように譲受書の写をFAXすることが望ましいです。

Q14. 麻薬は医療機関が仕入れをした卸業者に返品することはできないのですか。

- A. 返品はできません。
麻薬診療施設では原則として(地方厚生局長の許可を受け譲渡することはできますが、治療薬の返品等、特殊なケースに限られています。)開設者が施用のため交付される麻薬を患者に譲り渡す場合のほか、麻薬を譲り渡すことはできません。

Q15. 法人の場合、譲受証に法人(社)名、代表者名を記載して、代表者印を押印しなければなりませんか。

A. 原則はそのとおりです。

しかし、診療施設の開設者が国、地方公共団体、若しくは法人の場合は、当該麻薬診療施設の長(原則として医療法上の管理者)の氏名を記載し、公印(または公印に準ずるもの)または麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

なお、麻薬専用印については、麻向法上の規定はありませんが、詐取防止のため、事前に取り引をする麻薬卸業者に「麻薬専用印」について連絡することが望ましいです。

Q16. 麻薬譲渡証をき損した場合はどうしたらよいですか。

A. 麻薬譲渡証をやむを得ない事由によりき損し、または亡失したときは、その事由を記載した文書(き損の場合は、その譲渡証を添える。)を譲渡側に交付し、麻薬譲渡証の再交付を受けてください。

Q17. 麻薬を取り扱う施設として、設備等で注意を要する点は何ですか。

A. ①麻薬診療施設内(調剤室等施錠できる部屋)の人目につかない場所に麻薬専用保管庫を設置すること。

②容易に移動できる保管庫については移動できないよう固定すること。

③保管庫には麻薬以外のもの、例えば、他の医薬品、麻薬帳簿、現金等を一緒に保管しないこと。などが挙げられます。

①については、できるだけ多くの施錠があった方が盗難されにくいこと。

②については、重量金庫を金庫ごと盗取される事例があることからできるだけ固定して運び出さないようにすることが望ましい。

③については、麻向法第34条の規定により麻薬(覚せい剤を除く)以外のものを一緒に保管できないこと、及び麻薬帳簿を入れていて盗難にあった場合、盗取された麻薬の品名、数量が特定し難くなること。の理由からです。

上記の点に留意してください。

Q18. 麻薬保管庫の鍵はどこに保管すればよいですか。

A. 鍵の保管については、薬局の管理者等が責任を持って人目につかないところに保管してください。また、麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないよう注意が必要です。

Q19. 麻薬保管庫に向精神薬や覚せい剤原料を明確に区画すれば一緒に保管してよいですか。

A. 麻薬保管庫には、覚せい剤を除く、麻薬以外は保管することはできませんので、一緒に保管することはできません。

また、麻薬帳簿、現金、通帳、印鑑等も一緒に入れて保管することはできません。

Q20. 患者が病院に持参した麻薬で継続使用する場合は病院としてどのように管理したらいいですか。

A. 医師は、医療法第24条の規定により診療を行ったときは診療に関する事項を診療録に記載することとなっております。診療の際、麻薬を施用した場合には麻向法第41条の規定により、「患者の氏名、住所、病名、主要症状、施用し又は施用のために交付した麻薬の品名及び施用又は交付の年月日を記載すること」となっております。

したがって、質問のような場合にも、麻薬の施用として麻向法第41条の規定に基づき診療録に記載してください。なお、診療録には患者が持参した麻薬である旨を併せて記載してください。

患者が持参した麻薬についても、麻薬管理者が管理する責任があり、医師は、麻向法第33条第3項に基づき施用することになります。麻薬帳簿には当該麻薬口座の受入れ欄に受け入れ数量を()書きで記載し、残高は加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院施用の旨を記載してください。

Q21. 入院患者に麻薬を施用する場合、麻薬施用に関する診療録の記載に関して、病床日誌あるいは体温表に記載してもよいですか。

A. 医療法第24条にいう診療録には、同法施行規則第23条に規定する事項を記載する必要がありますが、麻薬を施用したことを記載した病床日誌あるいは体温表を診療録と一緒に綴っても差し支えありません。(施用した麻薬の品名及び数量を記載した書面(施用票)を診療録に添付しても差し支えありません。)

※診療録と施用状況を記載した書面が添付等により一体化と見なされる場合のみ認められる。

Q22. 診療録の電子化を検討しているが、麻薬施用記録が入力事項となっております。入院患者の麻薬施用の状況を記載した施用票を別綴りで保管することを考えていますが、問題ないでしょうか。

A. 診療録と施用状況を記載した書面一体化と見なされる状況にないため、麻向法第41条の規定、「患者の氏名、住所、病名、主要症状、施用し又は施用のために交付した麻薬の品名及び施用又は交付の年月日を記載すること」に抵触することとなります。電子診療録に施用状況の記載欄を盛り込んでください。

Q23. 最近、私の勤務する病院でコンピュータを導入し、診療録をコンピュータで集中管理することとなりました。麻薬施用の記録のある診療録の保存について、何か注意することはありますか。

A. 必要な場合に麻薬施用の記載のある診療録が検索可能となるようにしてください。また、その他注意すべき点については、平成11年4月22日健政発第517号、医薬発第587号、保発第82号健康政策局長、医薬安全局長、保健局長通知「診療録等の電子媒体による保存について」を参照のこと。

Q24. MSコンチン徐放錠を半分に割って服薬させてもよいですか。

A. 硫酸モルヒネは徐放錠に製剤されていますから、半分に割ったり服用時に噛み割ったりすることは、血中濃度が急に上昇したり、効き目の持続する時間が短縮され、施用者の意図と異なる結果をもたらすことになるので、割ったり噛んだりしての服用はいけません。

Q25. モルヒネは、すべての痛みを取り除くことができるのでしょうか。

- A. がんの痛みを100%取り除くことは不可能ですが、がんの痛みの90%以上に効果があるとされています。神経損傷に伴う神経の異常興奮によって起こる痛み、交感神経が関与する痛みには効きにくいといわれています。

Q26. モルヒネ等の医療麻薬の施用制限や禁忌はありますか。

- A. ① 麻向法第27条第3号により、疾病の治療以外の目的での麻薬施用は禁止されています。(ナロルフィンを除く)。
② 同法第27条第3号により、麻薬又はあへんの中毒者の中毒症状を緩和するため、中毒の治療目的での麻薬の施用は禁止されています。(メサドンを除く)。
③ また、塩酸モルヒネ製剤の添付文書の「禁忌」の項に、以下のような者が挙げられています。
- ・重篤な呼吸抑制のある患者(呼吸抑制を増幅する)
 - ・気管支喘息発作中の患者(気道分泌を妨げる)
 - ・重篤な肝障害のある患者(昏睡に陥ることがある)
 - ・慢性肺疾患に続発する心不全の患者
 - ・けいれん状態(てんかん重積症、破傷風、ストリキニーネ中毒)にある患者(脊椎の刺激効果が現れる)
 - ・急性アルコール中毒の患者
 - ・アヘンアルカロイドに対し過敏症の患者

Q27. モルヒネ等と併用していけない薬はありますか。

- A. 塩酸モルヒネ製剤の添付文書には、「相互作用」として次のような記載があります。
- ① 次の医薬品との併用又は飲酒によりその作用が増強されることがあるので、このような場合には投与しないことが望ましいが、やむを得ず投与する場合には慎重に投与する。
- ・フェノチアジン誘導体・バルビツール誘導体等の中枢神経抑制剤
 - ・吸入麻酔剤
 - ・モノアミン酸化酵素阻害剤
 - ・三環系抗うつ剤
 - ・ β -遮断薬
 - ・クマリン系抗凝血剤
- ② 本剤と非ステロイド性消炎鎮痛剤の坐剤を併用する場合には、次のような報告があるので注意する。
- ・水溶性基剤を用いた坐薬と併用した場合、基剤の影響により、呼吸が低下する。
 - ・油性基剤を用いた坐薬と併用した場合、非ステロイド性消炎鎮痛剤の影響により、呼吸が上昇する。

Q28. 麻薬の院内処方せんの代わりに、「オーダリングシステム」で麻薬を処方することができますか。

- A. 「オーダリングシステム」のみによる麻薬の処方、現在認められていません。
麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項の規定に基づく同法施行規則第9条の2において、麻薬を記載した処方せんには、麻薬施用者の署名又は記名押印が要件として定められています。

Q29. 麻薬製剤の治験を行うには、どのような免許が必要ですか。

- A. 麻薬施用者、麻薬研究者いずれかの免許を取得してください。
 なお、麻薬診療施設、麻薬研究施設への治験薬の供給は、麻向法第24条第11項の規定により地方厚生局の許可を受けなければなりません。
 治験麻薬製剤の保管・管理については次のとおりです。
- ・定数保管を行っても差し支えない。
 - ・治験薬の保管、管理は、麻薬管理者がその最終責任をおいしますが、定数保管する治験薬は当該治験の実施にあたる麻薬施用者が実際に管理すること。
 - ・定数保管する治験薬の量は、治験の実施にあたり必要最小限とすること。
 - ・麻薬帳簿への払出しの記載(施用)及び保管数量の確認は、可能な限り頻繁に行うこと。当該治験薬の定数保管にかかる補助簿を備え、常に数量確認ができるようにすること。
 - ・処方せん、診療録、帳簿及び年間報告に記載の品名は、原則として一般名を用いること。
 - ・本剤にかかる年間報告は、別業とすること。
 - ・治験終了後は、未使用の治験薬は、麻向法24条第11項の規定により依頼者に返還すること。
 - ・患者に投与した後の施用残液は、通常の麻薬廃棄手続きにより行うこと。

Q30. 在宅医療のために施用された麻薬注射液の使用済み(未使用も含む。)の連続注入器が返却された場合も、施用残の扱いをするのですか。

- A. バルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器は、最後まで使い切っても連続注入器内に若干量の麻薬注射液が残りますので、使用済み(未使用を含む。)の連続注入器についても施用残として取り扱ってください。
 施用残ですので、当該医療機関の薬剤師又は職員の立会の下で廃棄し、帳簿に返却した患者の氏名、返却及び廃棄の年月日、品名等について記載してください。
 数量については、連続注入器の個数とおよその廃棄量(例えば、ほぼ全量、半量、微量、約10ml等)を記載してください。
 なお、廃棄する場合は、次の補助簿に記載すると便利です。
 補助簿(廃棄簿) P68参照

品名	○○○○○			単位	▲▲	廃棄方法	□□
受入年月日	受入数量	廃棄年月日	立会人署名	備		考	

なお、「在宅医療のために処方されるバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器に入った麻薬注射液の取扱い」については、次によること。

- 1 交付又は譲り渡し
 - (1) 麻薬施用者が設定した注入速度(麻薬施用者が設定した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」の設定を含む。)について、患者を含む他の者によって変更できなく、また薬液を取り出せない構造になっている連続注入器に、必要に応じて生理食塩水などで希釈のうえ充填してから、患者等に交付又は譲り渡しを行うこと。
 アンプルに入ったままの麻薬注射液について、患者等に交付(処方せんの交付を含む。)又は譲り渡しを行わないこと。
 - (2) 麻薬の適正な管理及び患者の症状の変化への適切な対応のため、患者等への連続注入器に入った麻薬注射液の交付(処方せん)の交付を含む。)は必要を満たす最小量とすること。
- 2 連続注入器の交換及び保管
 - (1) 連続注入器の交換等の操作は、麻薬施用者又はその指示を受けた患者等が行うこと。
 - (2) 連続注入器に入った麻薬注射液の交付又は譲り渡しに当たっては、患者等に対して、患者の居宅での保管方法、保管場所等について適切な指導を行うこと。

3 返却及び廃棄

- (1) 使用済み又は未使用で不要となった連続注入器は、麻薬注射薬の残液の有無にかかわらず、原則として交付を受けた麻薬診療施設又は譲り渡しを受けた麻薬小売業者に返却するよう、交付に当たって患者等に指導すること。
- (2) 使用済み又は未使用で不要となり返却された連続注入器内の麻薬注射薬の残液については、入院患者の場合と同様に、施用に伴う残液の処理として、適切に廃棄すること。

Q31. 在宅の患者が死亡し、家族から飲み残した麻薬が返却された場合、どのようにすればよろしいでしょうか。

- A. 在宅の患者が死亡した場合は、遺族から譲り受けた麻薬を廃棄することとなりますが、麻薬処方せんにより調剤された麻薬となりますので、他の薬剤師か職員の立ち会いのもとに焼却等再度回収が困難な方法で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

また、麻薬帳簿には麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるように、その麻薬の口座に返却された数量を()をつける方法により記載し、残量には加えず、備考欄に譲り受けた相手の氏名、廃棄年月日、廃棄届出年月日を記載し、廃棄立会者が署名してください。

なお、麻薬廃棄簿(補助簿)を使用すると便利です。(P68 Q30 参照)

Q32. 他の診療所に通院していた患者さんから飲み残した麻薬の処分を依頼された場合、どのように対応し、どのように処分したらよいですか。

- A. 他の施設から払い出された麻薬であっても処分することができますので、断らずに引き取ってください。この場合も、Q31と同様に処理してください。

Q33. 調剤ミスによる麻薬の廃棄手続きについて教えてください。

- A. 調剤ミスによる麻薬は、「麻薬処方せんに基づいた麻薬」ではないため、麻薬及び向精神薬取締法第29条第2項に規定する麻薬処方せんにより調剤された麻薬ではありませんから、廃棄する前に県知事に「麻薬廃棄届」を提出し、麻薬監視員(保健所職員)の立会の下に廃棄してください。

なお、麻薬廃棄届出の際には、調剤ミスの経過、状況等を詳細に記載し、今後、このようなことのないよう十分に注意してください。

(調剤ミスにより所在不明になった麻薬については、「麻薬事故届」を県知事に提出してください。) 回収可→「麻薬廃棄届」 回収不可→「麻薬事故届」

Q34. 古くなった麻薬を廃棄したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

- A. 古くなった麻薬、使用しなくなった麻薬、調剤ミスした麻薬などを廃棄するときは、あらかじめ「廃棄届」を県知事に提出し、麻薬監視員(保健所職員)の立会の下に廃棄してください。

Q35. 麻薬の事故にはどのようなものがありますか。

- A. 破損・流失・飛散のほか、盗難・所在不明(原因不明)・詐取(偽せ処方せんにより騙し取られる等)・滅失(火事により燃えてしまう等)などが考えられます。

Q36 麻薬の盗難にあったらどうすれば良いですか。

- A. すみやかに所轄の警察署及び管轄保健所担当係に連絡し、その指示に従ってください。警察には盗難届を、保健所には知事あての「麻薬事故届」を提出することとなります。

Q37. 調剤中に分包器から麻薬を取りこぼし、汚染してしまった場合、どのように処置すればよいのですか。

- A. 飛散し汚染したものを回収したうえ、実際のグラム数を確認し、回収した分については、「麻薬廃棄届」を提出するとともに、回収できなかった分については、「麻薬事故届」を提出してください。

なお、アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事故および経過を詳細に記入した事故届を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

Q38 液剤の麻薬在庫量を月末に点検したところ帳簿上の数量と実際の在庫数量に誤差を発見しました。どのような処置をすればよいですか。

- A. 麻薬の液剤(アヘンチンキ)の自然減量及び末、倍散の秤量誤差については、他の職員の立ち会いのもとに確認の上、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名してください。

Q39 麻薬の在庫がない場合も、年間届を提出する必要がありますか。

- A. 必要があります。年間届の書式の中で所有する麻薬の欄に「在庫なし」と記載し、届け出てください。

Q40 年間届を提出した後で記載に誤りのあることが判りました。どのように訂正すればよろしいですか。

- A. 管轄する保健所担当係へ連絡の上、速やかに差し替えや訂正の手続き(「麻薬受払等届訂正願」の提出)をすることが必要です。

Q41 麻薬の記載された処方せんは、一般の処方せんとは区別して保存する義務がありますか。

- A. 麻薬処方せんを一般の処方せんとは区別して保存する法律上の義務はありません。ただし、麻薬については、調剤後、管理上再確認等で調査する必要性が生じる可能性もありますので、一般の処方せんとは区別して保存することを勧めます。

Q42 治験薬である麻薬製剤の処分方法について教えてください。

- A. 治験薬のうち麻薬処方せんにより調剤されたものは、「麻薬処方せんにより調剤された麻薬」として通常の麻薬廃棄手続きにより廃棄を行ってください。

なお、キーオープン前で被験薬と対照薬の区別がつかない治験薬については、「被験薬及び麻薬を含有する対照薬」として調剤済麻薬廃棄届を提出し、キーオープン後に被験薬か対照薬か区別できた場合には、届出の訂正を行ってください。

これ以外の治験薬である麻薬製剤の処分については、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項の規定に基づき、譲渡許可を受けて治験依頼者へ返却する必要があります。

Q43 私は同一県内で2カ所の診療所を開設している麻薬施用者です。いずれの施設でも治療のための麻薬を施用したいのですが、その場合のケタミンの保管方法を教えてください。

A. 2カ所の診療施設のいずれにも麻薬保管庫を設置するとともに、主たる診療所(A)に保管する麻薬については当該診療施設を開設した麻薬施用者が管理し、従たる診療所(B)には麻薬管理者を置いた上で、その麻薬管理者に麻薬を管理させてください。

診療所(B)に麻薬管理者を置くことができない場合には、診療所(A)において管理している麻薬を往診という形式で診療所(B)へ持参して、施用してください。この場合、診療録は診療所(A)で保存することになります。

注意！ 医師が1名のため、従たる施設に管理者になる人員を配置できない場合で、従たる施設に麻薬を保管したい場合は、当該施用者が、従たる施設で麻薬管理者免許を取得すること。

また、麻薬購入にあたっては、主たる施設は、麻薬施用者免許により、従たる施設においては、麻薬管理者免許により譲受証を作成し、保管管理を明確に区別すること。

獣医関係

Q44 これまでどおりケタミンを使うためには、どのような手続きを行えばよいのですか。

A. 医師、歯科医師又は獣医師であって、疾病の治療の目的でケタミンを施用する者は、都道府県知事から「麻薬施用者」の免許を取得する必要があります。

また、学術研究の目的でケタミンを使用する者は、都道府県知事から「麻薬研究者」の免許を取得する必要があります。

Q45 ケタミンを野生動物の調査、研究、鳥獣の捕獲に際し使用していますが、ケタミンの麻薬指定政令の施行後も使用することができますか。

A. 野外においてケタミンを使って動物を捕獲し、調査研究することについて、目的等を勘案して学術研究として必要として認められれば都道府県知事から「麻薬研究者」の免許を取得することで、これまでどおりケタミンを使用することができます。

また、ケタミンについては、周辺住民の生命及び財産の保護等を目的として、動物等を捕獲又は不動物化するために使用されている実態があります。このような目的でケタミンを使用する者は、野生動物等の疾病の治療を目的とした施用ではないことから、施用者の免許を取得することはできません。ただし、都道府県知事宛てに「研究計画書」を提出し、動物等を捕獲又は不動物化する行為が学術研究の要素を持ち合わせると判断された場合には、麻薬研究者の免許を取得することができます。

Q46 吹き矢や麻酔銃を使って動物にケタミンを注射することはできますか。その際に注意すべきことは何ですか。

A. 従来、野生動物にケタミンを使う場合、従事者の安全を確保するため、吹き矢等が使われており、麻薬施用者及び麻薬研究者が、ケタミンを吹き矢等に充てんして動物に施用(使用)することは差し支えありません。

ケタミンを吹き矢等で施用(使用)する際は、発射したすべてのケタミンについて、施用(使用)したものとして麻薬帳簿にその旨を記載してください。命中しなかったにもかかわらず回収できたケタミンを持ち帰り廃棄する場合は、麻薬施用者にあつては施用残として、また、麻薬研究者にあつては麻薬含有の廃液として、他の職員の立会いの下に適切に廃棄してください。この場合、知事宛てに「麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。

Q47 吹き矢や麻酔銃でケタミンを動物に施用(使用)する場合、どの時点で施用(使用)となるのですか。

- A. 施用(使用)形態の特殊性にかんがみ、吹き矢等でケタミンを施用(使用)する場合には、動物に命中したか否かにかかわらず、薬剤を発射した時点で施用(使用)したとします。

Q48 ケタミンをを装てんした吹き矢が外れて回収できない場合や吹き矢が刺さったまま動物が逃げた場合、どのような処置が必要ですか。

- A. 吹き矢が外れた場合でも当該動物に対する施用(使用)となります。ただし、発射したケタミンの残片が発見できず所在不明となったことで保健衛生上の危害が発生するおそれがあるときは、保健所に連絡してください。

Q49 野生動物に施用(使用)する目的でケタミンを注射筒に充てんしたものの施用(使用)しなかった場合はどのように処理すればよいのですか。

- A. ケタミンについては、麻薬取扱者が野生動物に対して施用(使用)することがあることから、払い出したものの、使用しないことがあると考えられます。その場合、再利用するのであれば、当該ケタミンの払い出しを記載した麻薬帳簿の備考欄にその旨を記入し、在庫に戻すことで再利用できます。麻薬施用者が廃棄する場合は、他の職員の立会い下に廃棄し、廃棄後、保健所に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。麻薬研究者が廃棄する場合には、廃棄する前に、保健所に「麻薬廃棄届」を提出し保健所職員の立会いの下に廃棄してください。

【向精神薬】

Q50 個人から法人に変わった場合の向精神薬の取扱いはどうですか。また、診療所の開設者が死亡した後、息子が診療所を継続する場合の向精神薬の取扱いはどうですか。

A. 向精神薬の取扱いについては、麻向法施行規則第36条第1項第8号の規定により、個人たる向精神薬取扱者が廃止後、50日以内に法人たる向精神薬取扱者に譲り渡すことができます。

なお、法人たる向精神薬取扱者は、個人たる向精神薬取扱者から譲り受けた第一種向精神薬及び第二種向精神薬について同法第50条の23に基づき、記録しなければなりません。

診療所の開設者が死亡した場合は麻向法施行規則第36条第1項第9号の規定により、相続人等が50日以内に現に所有する向精神薬を向精神薬取扱者に譲り渡すことができます。設問の場合は、相続人等から息子が向精神薬を譲り受けることとなり、息子が開設する診療所において、第一種向精神薬及び第二種向精神薬について同法第50条の23に基づき、記録が必要となります。

Q51 同一開設者が開設する医療施設間の向精神薬の譲渡・譲受についても記録は必要ですか。

A. 同一開設者内の医療機関間の移動であっても譲渡、譲受とみなされますので、第一種・第二種向精神薬の譲渡、譲受に関する記録が必要となります。

Q52 第一種・第二種向精神薬の注射薬等を破損した場合の記録はどのようにするのですか。

A. 帳簿を作成している場合は、帳簿の払い出し欄に数量を記載し、備考欄に事故のために破損したため廃棄した旨を記載してください。伝票を綴って記録している場合は、別の用紙に破損した向精神薬の品名、数量、年月日を記載して伝票と一緒に綴ってください。

Q53 偽造された、いわゆるニセ処方せんが増加していると聞きますが、記載される向精神薬には、どのような薬品がみられますか。

A. 法の規定により、規制の厳しい第1種、第2種に分類された薬剤が多いようです。

例えば 塩酸メチルフェニデート(リタリン錠)
ペントバルビタールカルシウム(ラボナ錠)

また、第3種に指定されている薬剤では
トリアゾラム(ハルシオン等)、プロチゾラム(レンドルミン等)

などの短期作用型睡眠薬等が対象となっています。

患者が偽造、変造した向精神薬処方せんを薬局に提示し、薬局において向精神薬を交付してしまった場合は、詐取(詐欺)にあたります。最近県内においても逮捕者(私文書偽造)が出ております。

なお、現在発見された偽造、変造した処方せんについては、用法等の記載不備が多いことから、薬局に対し、必ず、記載不備な処方せんに対しては、処方医に対し、疑義照会を励行するよう指示しておりますので、疑義照会があった際は、よろしくお願いします。

Q54 向精神薬事故届については、法人の場合、法人名称並びに施設の長の職名、氏名及び押印でも差し支えないとされていますが、届出様式には、施設の長の職名、氏名の記載欄がありませんが、どこに記載すればいいのですか。

A. 麻向法施行規則第35号様式の住所の欄に医療機関の所在地を、氏名の欄に法人の名称、当該施設の長の職名(例えば、〇〇病院長)氏名を記載し、押印してください。

<参考> 医療用麻薬廃棄方法一覧

品名	包装	組成	メーカー	廃棄方法
日本薬局方 アヘン末	5g		三共	水とともに下水に放流
日本薬局方 アヘン散	25g	1g中 アヘン末 0.1g	三共 大日本 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 アヘンチンキ	25mL	モルヒネ 1w/v%	三共 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 アヘン・トコン散 ドーフル散	25g	1g中 アヘン末0.1g トコン末0.1g	三共 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 塩酸アヘンアルカロイド オピアル	5g	塩酸アヘン アルカロイド	武田 (パンオピン)	水とともに下水に放流
日本薬局方 塩酸アヘンアルカロイド注射液 オピアル注射液	1mL×10A	1mL中 塩酸アヘン アルカロイド 20mg	三共 武田 (パンオピン注) 田辺	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 アヘンアルカロイド・ アトロピン注射液 オピアト注射液	1mL×10A	1mL中 塩酸アヘン アルカロイド 20mg 硫酸アトロピン 0.3mg	三共 武田 (パンアト注) 田辺	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 弱アヘンアルカロイド・ スコポラミン注射液 弱オビスコ注射液	1mL×10A	1mL中 塩酸アヘン アルカロイド 20mg 臭化水素酸 スコポラミン 0.3mg	三共 武田 (弱パンスコ注) 田辺	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 アヘンアルカロイド・ スコポラミン注射液 オビスコ注射液	1mL×10A	1mL中 塩酸アヘン アルカロイド 40mg 臭化水素酸 スコポラミン 0.6mg	三共 武田 (パンスコ注) 田辺	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 塩酸モルヒネ	5g	塩酸モルヒネ	三共 塩野義 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 塩酸モノヒネ錠	PTP80T 100T	1錠中 塩酸モルヒネ 10mg	大日本	粉碎して水とともに放流
日本薬局方 塩酸モルヒネ注射液 10mg	1mL×10A	1mL中 塩酸モルヒネ 10mg	三共 塩野義 武田 大日本 (アンベック注) 田辺	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 塩酸モルヒネ注射液 50mg	5mL×5A 5mL×10A	5mL中 塩酸モルヒネ 50mg	武田	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 塩酸モルヒネ注射液 200mg	5mL×1A	5mL中 塩酸モルヒネ 200mg	田辺 塩野義	アンプルをカットして注射液を下水に放流
	5mL×5A		三共 塩野義 武田 大日本 (アンベック注) 田辺	アンプルをカットして注射液を下水に放流
	5mL×10A		田辺	アンプルをカットして注射液を下水に放流
塩酸モルヒネ注射液 プレパノン1%注 シリンジ	5mL×5本 10mL×5本	5mL中 塩酸モルヒネ 50mg 10mL中 塩酸モルヒネ 100mg	テルモ	プランジャー(押し子)を完全に押し切って、シリンジ内の残液を下流に放流
日本薬局方 モルヒネ・アトロピン注射液 モヒアト注射液	1mL×10A	1mL中 塩酸モルヒネ 10mg 硫酸アトロピン 0.3mg	三共 武田 田辺	アンプルをカットして注射液を下水に放流
塩酸モルヒネ坐剤 アンベック坐剤 10mg	10mg 50個	1個中 塩酸モルヒネ 10mg	大日本	目安: アンベック坐剤1個+温水量100mL以上+家庭用液体台所洗剤1mL/温水100mL 実例: アンベック坐剤200mg5個を50~60°Cの温水約500mLに入れ、これに家庭用液体台所洗剤約3mLを加えて、十分かき混ぜると坐剤は乳化状態になり、流しに廃棄することができる。
塩酸モルヒネ坐剤 アンベック坐剤 20mg	20mg 50個	1個中 塩酸モルヒネ 20mg		
塩酸モルヒネ坐剤 アンベック坐剤 30mg	30mg 30個	1個中 塩酸モルヒネ 30mg		

品名	包装	組成	メーカー	廃棄方法
硫酸モルヒネ徐放錠 MSコンチン錠 10mg	10mg 50T 100T PTP 100T PTP 200T	1錠中 硫酸モルヒネ 10mg	塩野義	熱水中に錠剤を入れ30秒間放置した後、棒状のもので錠剤を潰し攪拌する。 次いで、この中に水を入れて冷却し、錠剤の溶解、崩壊を確認したのち、下水に放流する。 ※MSコンチン錠の場合、熱水(60℃以上)で素錠は溶けませんが、コーティング皮膜の方は熱水には溶けず、水に溶けます。 このため、熱水中で一旦コーティング皮膜を棒状のもので壊し、素錠をほどほどに溶解または崩壊させた後、熱水を冷却してコーティング皮膜を溶解し廃棄する手順です。
硫酸モルヒネ徐放錠 MSコンチン錠 30mg	30mg 50T PTP 100T	1錠中 硫酸モルヒネ 30mg		
硫酸モルヒネ徐放錠 MSコンチン錠 60mg	60mg 50T PTP 100T	1錠中 硫酸モルヒネ 60mg		
硫酸モルヒネ徐放性製剤 カディアンカプセル 20mg	20mg PTP 50cap PTP 100cap	1カプセル中 硫酸モルヒネ 20mg	大日本	①カプセル剤を37℃以上の温水(10mL/1cap)中に入れ、崩壊するまで放置する。 ②内容物の放出が認められたら、カプセルが溶解するまでときどき攪拌する。 ③カプセルが溶解後、液を除去し、残留物(粒状)に5倍量のエタノール(95%)を加え、5～10分間攪拌する。 ※エタノールがない場合には、50～60℃の温水でペレットを湿らせて乳鉢粉砕し、最終的に製剤(粒)1gあたり10mLの温水を加えて乳棒で3～5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸モルヒネが溶解する。不溶性の皮膜は18号篩(目開き:850um)で除去できる。 *粒のままでは乳棒により粒がはじき飛ばされる現象が生じるため注意を要する。また、多量の場合も粉砕し難い。 ④白濁液に50～60℃の温水をエタノール量加え、残存した粒が溶解するまで攪拌する。 *以上の手順により、カプセル剤は液状となり、液は白濁しているが、硫酸モルヒネは完全溶解している。なお、ゼラチンカプセルの水に対する溶解性は、36℃以下で30分以上を要するため、37℃以上の温水を用いる必要がある。消毒用エタノールを用いる場合は、95%の1.5倍量必要。 ⑤下水に放流する。
硫酸モルヒネ徐放性製剤 カディアンカプセル 30mg	30mg PTP 50cap PTP 100cap	1カプセル中 硫酸モルヒネ 30mg		
硫酸モルヒネ徐放性製剤 カディアンカプセル 60mg	60mg PTP 50cap PTP 100cap	1カプセル中 硫酸モルヒネ 60mg		
硫酸モルヒネ徐放性製剤 カディアンスティック (30mg)	30mg 50包	1スティック中 硫酸モルヒネ 30mg	大日本	(1)エタノールがある場合 ①ペレット重量に対して5倍量のエタノール(95%)に、ペレットを添加し、5～10分間攪拌する。 ②攪拌後の白濁した液に50～60℃の温水をエタノール量の3倍量加え、残存したペレットが溶解するまで攪拌する。 *以上の手順により、ペレットは液状となり、液は白濁しているが、硫酸モルヒネは完全溶解している。消毒用エタノールを用いる場合は、95%の1.5倍量必要。 (2)エタノールがない場合 50～60℃の温水でペレットを湿らせて乳鉢粉砕し、最終的に製剤(粒)1gあたり10mLの温水を加えて乳棒で3～5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸モルヒネが溶解する。不溶性の皮膜は18号篩(目開き:850um)で除去できる。 *粒のままでは乳棒により粒がはじき飛ばされる現象が生じるため注意を要する。また、多量の場合も粉砕し難い。 (1)若しくは(2)の処理後、下水に放流する
硫酸モルヒネ徐放性製剤 カディアンスティック (60mg)	60mg 50包	1スティック中 硫酸モルヒネ 80mg		
硫酸モルヒネ徐放性製剤 カディアンスティック (120mg)	120mg 50包	1スティック中 硫酸モルヒネ 120mg		
硫酸モルヒネ徐放性細粒 モルベス細粒2%	0.5g40包 0.5g200包	1包中 硫酸モルヒネ 10mg	藤本	細粒をすりつぶして水とともに下水に放流
硫酸モルヒネ徐放性細粒 モルベス細粒6%	0.5g包 0.5g200包	1包中 硫酸モルヒネ 30mg		
硫酸モルヒネ徐放性カプセル MSツワイスロン カプセル10mg	10mg PTP 40cap 10mg PTP 100cap	1カプセル中 硫酸モルヒネ 10mg	帝国製薬	先ず、カプセルをはずし、内容物(顆粒)と空カプセルとに分けて下記手順にて廃棄してください。 ①カプセル内の顆粒の廃棄方法 1)内容物(顆粒)を少量のエタノールで溶かしてください。 2)その後、多量の水で十分に希釈してください。 3)希釈した液を廃棄(下水に流す)してください。 ②空カプセルの廃棄方法 顆粒を取り出した後の空カプセルは、通常の医薬品と同様に廃棄してください。 なお、カプセルを処理する場合には、下記の手順に従ってください。 1)空カプセルをお湯にて時々攪拌しながら溶かしてください。 2)目視にて完全に溶解したことを確認してください。 3)溶解した液を廃棄(下水に流す)してください。
硫酸モルヒネ徐放性カプセル MSツワイスロン カプセル30mg	30mg PTP 40cap 30mg PTP 100cap	1カプセル中 硫酸モルヒネ 30mg		
硫酸モルヒネ徐放性カプセル MSツワイスロン カプセル60mg	60mg PTP 40cap 60mg PTP 100cap	1カプセル中 硫酸モルヒネ 80mg		

品名	包装	組成	メーカー	廃棄方法
日本薬局方 塩酸エチルモルヒネ	1g	塩酸 エチルモルヒネ	三 共	水とともに下水に放流
日本薬局方 リン酸コデイン	5g	リン酸コデイン	三 共 塩野義 武田 田辺	水とともに下水に放流
	25g			
日本薬局方 リン酸コデイン散 10% (リン酸コデイン10倍 散)	50g	1g中 リン酸コデイン 100mg	三 共 塩野義	水とともに下水に放流
	100g			
日本薬局方 リン酸コデイン錠	50T	1錠中 リン酸コデイン 20mg	三 共 武田	粉砕して水とともに下水に放流
	100T			
日本薬局方 リン酸ジヒドロコデイン散 10% (リン酸ジヒドロコデイン1 0倍散)	50g	1g中 リン酸ジヒドロコデ イン 100mg	三 共 塩野義 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 複方オキシドン注射液 複方ヒコデノン注射液	1mL×10A	1mL中 塩酸オキシドン 8mg 塩酸ヒドロコタルニ ン 2mg	武田 (パピナール注)	アンプルをカットして注射液を下水に放流
日本薬局方 複方オキシドン・ アトロピン注射液 ヒコアト注射液	1mL×10A	1mL中 塩酸オキシドン 8mg 塩酸ヒドロコタルニ ン 2mg 硫酸アトロピン 0.3mg	武田 (パピナール・ アトロピン注)	アンプルをカットして注射液を下水に放流
オキシメテパノール錠 メテパノール錠	100T	1錠中 オキシメテ パノール2mg	三 共	粉砕して水とともに下水に放流
日本薬局方 塩酸コカイン	5g	塩酸コカイン	塩野義 武田	水とともに下水に放流
日本薬局方 オピジジン 塩酸ベチジン	1g	塩酸ベチジン	田辺 (オピスタン)	水とともに下水に放流
日本薬局方 オピジジン注射液 塩酸ベチジン注射液	35mg 1mL× 10A 50mg 1mL× 10A	1mL中 塩酸ベチジ ン 35mg 1mL中 塩酸ベチジ ン 50mg	武田 田辺 注 (オピスタン 注 射液)	アンプルをカットして注射液を下水に放流
弱ベチロルファン注射液	1mL×10A	1mL中 塩酸ベチジ ン 35mg 酒石酸レ パロルファン 0.4375mg	武田	アンプルをカットして注射液を下水に放流
ベチロルファン注射液	1mL×10A	1mL中 塩酸ベチジ ン 50mg 酒石酸レ パロルファン 0.625mg	武田	アンプルをカットして注射液を下水に放流
フェンタニル注射液 0.1mg	2mL×10A	2mL中 クエン酸フェンタニ ル 0.157mg (フェ ンタニルとして 0.1mg)	三 共	アンプルをカットして注射液を下水に放流
フェンタニル注射液 0.25mg	5mL×5A	5mL中 クエン酸フェンタニ ル 0.3925mg (フェンタニルとし て0.25mg)		
経皮吸収型持続性 癌疼痛治療 剤 デュロテップパッチ 2.5mg	2.5mg 5枚	1枚中 フェンタニ ル 2.5mg	ヤンセンファーマ	使用済み、未使用製剤は麻薬管理者がすべて回収する。 ①未使用製剤の廃棄 (貼付直後、上手く貼付できずに剥がれた場合やライナーから剥がすのに 失敗した場合等を含む) ・パッチを焼却してください。 ・焼却できない場合は、ゴム手袋を必ず着用し、ライナーを剥がし、粘着面を 内側に二つ折りした後、ハサミを用いて切れ目を入れるなどし、内容物 (ゲル)を放流の上、パッチ本体は通常の医薬品と同様に廃棄してくださ い。 ※シュレッダーを使用した廃棄は行わないでください。 ※万が一、内容物(ゲル)が皮膚等に付着した場合には、その部分を流水 で十分に洗い流してください。 ②使用済み製剤の廃棄 (施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止 した場合も含む) ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に 廃棄してください。シュレッダーを使用した廃棄は、行わないでください。
経皮吸収型持続性 癌疼痛治療 剤 デュロテップパッチ 5mg	5mg 5枚	1枚中 フェンタニ ル 5mg		
経皮吸収型持続性 癌疼痛治療 剤 デュロテップパッチ 7.5mg	7.5mg 5枚	1枚中 フェンタニ ル 7.5mg		
経皮吸収型持続性 癌疼痛治療 剤 デュロテップパッチ 10mg	10mg 5枚	1枚中 フェンタニ ル 10mg		
タロモナール	2mL×10A 5mL×5A	1mL中 クエン酸 フェンタニール 0. 0785mg (フェン タニールとして0. 05mg)ドロペリド ール 2.5mg	三 共	アンプルをカットして注射液を下水に放流

廃棄物は、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、下水道法等により規制されていますが、廃棄物及び排水に関する規制は自治体により若干異なることもありますので、排出規制に十分ご留意の上、適正に廃棄してください。

出典：東京都健康局食品医薬品安全部作成「医療用麻薬廃棄方法一覧」

(参 考)

麻薬取扱者免許証番号について

平成12年10月以降、次の10桁の免許証番号となっております。

① ② ③ ④
第●●-□□△○○○○号

アンダーライン部分の内容

①●●は、数字の記載となっており、免許の有効期間の始期年を示しています。

例：18 平成18年免許で有効期限は19年12月31日まで
19 平成19年免許で有効期限は20年12月31日まで

②□□は、数字の記載となっており、保健所名（免許を申請した際の経由保健所名）を示しています。

※県の保健福祉事務所に保健所が存在します。

③△は、アルファベット記載となっており麻薬免許の区分を示しています。

例	□□	保健所名	△	免許区分
	70	南会津	A	卸売業者
	71	県北	B	小売業者
	72	県中	C	施用者（医師）
	73	県南	D	施用者（歯科医師）
	74	会津	E	施用者（獣医師）
	75	相双	F	管理者
	32	いわき市	G	研究者

④○○○○は、数字の記載になっており、各保健所ごと、各区分（卸売業者・
・等）ごとに、それぞれ（0001）からの連番で記載されています。

例：71A0001, 71A0002,等

※注意

免許有効期間中、施用者（医師及び歯科医師）の転勤等に伴い管轄保健所が変更となり、「免許証記載事項変更届」を提出した場合でも、麻薬取扱者免許番号は、引き続き同番号で管理されることとなりますので御注意願います。

例：県北保健所管内の施用者（医師）免許番号（71C0001）を取得している者が、県中保健所管内の業務所に移動し、「免許証記載事項変更届」を提出し免許証を書き換えた場合でも、免許番号は、「71C0001」のままとなります。